

子ども・子育て会議の報告について

1. 開催実績

回	日時・場所	議 題
第1回	平成29年6月16日(金) 午後2時～4時 区役所議会棟6階 第一委員会室	(1)報告事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画の平成28年度実績報告について 2. しながわネウボラネットワークの内容と実績について 3. 品川区認可外保育施設保育料助成制度の開始について 4. 保育料の改定について (2)審議事項 1. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について
第2回	平成29年11月17日(金) 午後2時～4時 区役所議会棟6階 第一委員会室	(1)審議事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画中間年度見直しによる改訂(案)について ・品川区子ども・子育て支援事業計画について ・中間年度の見直しについて ・法令改正に伴う改訂箇所について (2)報告事項 1. (仮称)品川区子ども・若者計画(素案)について
第3回	平成30年1月30日(火) 午後2時～4時 区役所議会棟6階 第一委員会室	(1)審議事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画中間年度見直しによる改訂版(最終案)について ・第2回品川区子ども・子育て会議からの変更箇所について 2. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について

※会議録(要旨)は、区ホームページに掲載済み

2. 今後の開催予定

平成30年度 第1回 平成30年6月中旬ごろを予定

(配布資料)

品川区子ども・子育て支援事業計画 中間年度見直し改定版

品川区 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度
(2015年度～2019年度)

中間年度見直し改訂版



しながわ観光大使
cinnamoroll

平成30年4月





品川区子ども・子育て支援事業計画の 改訂にあたって

品川区は、平成 17 年度から次世代育成支援対策推進行動計画を策定し、子育てしやすい地域環境の整備を進めるとともに、すくすく赤ちゃん訪問や親育ちワークショップ等の子育て支援事業、多様な保育事業、そして小中一貫教育の推進をはじめとする特色ある教育など、子育て関連事業を充実してまいりました。

また、平成 27 年度における子ども・子育て支援新制度の施行後は、保育・教育・子育て支援に関する整備計画である子ども・子育て支援事業計画と一体化し、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とする「品川区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在、実施しているところです。

平成 29 年度は、計画期間（平成 27～31 年度）の中間年度にあたるため、今後の乳幼児人口や保育需要などの変化にともなう見直しや、この間に新しく取り組んだ「妊娠・出産・育児」の切れ目ない支援のための「しながわネウボラネットワーク」や、お子さんの障害の有無にかかわらずともに地域で育つための取組みなどを追加し、計画を改訂しました。

品川区は、計画の基本的な考え方である「地域で支えあう 子育て・親育ちの都市“しながわ”」のもと、子育てが家庭で、地域でさらに楽しいと感じていただけるよう、未来を担う子どもたちの育成支援をより一層充実してまいります。計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取組みを進めてまいりますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成 30 年 4 月

品川区長 濱 野 健

目次

■ 第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
■ 第2章 計画の基本的な考え方	3
■ 第3章 品川区の子ども・子育ての現状と計画	5
1 人口と出生の現状	5
2 子育て支援の現状	8
■ 第4章 子ども・子育て支援事業計画	11
1 教育・保育提供区域の設定	11
2 幼児期の学校教育・保育	12
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	12
(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型給付別）	17
3 地域子ども・子育て支援事業	25
(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）	26
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	29
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	31
(4) 子育て短期支援事業 （短期入所生活援助（ショートステイ）事業 / 夜間養護等（トワイライトステイ）事業）	33
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	35
(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業	37
(7) 地域子育て支援拠点事業	38
(8) 一時預かり事業	41
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	45
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	47
(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）	49
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	50
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	50
4 特別な配慮が必要な児童への支援	51

目次

5	しながわネウボラネットワーク	52
6	幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容	54
■	第5章 計画の推進	56
1	計画の推進体制	56
2	進捗状況の管理	56
■	資料編	57
	資料編 1 委員名簿および審議経過	57
1	品川区子ども・子育て会議委員名簿	57
2	審議経過	60
	資料編 2 人口推計（0歳～11歳）	64
	資料編 3 用語集	65

(参考)

品川区ホームページ：<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

※トップページ＞子ども・教育＞子ども・子育て会議

内閣府ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

※子ども・子育て支援新制度、国の子ども・子育て会議の検討内容等が掲載されています。



第1章

計画策定の概要



1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。そのため、子育てのしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援を充実するとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会をめざす必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市区町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供するために、「市区町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

品川区では平成21年に策定した「品川区長期基本計画」において、「未来を創る子育て・教育都市」を都市像の1つに掲げ、保幼小連携の取組みなど、全国的に見ても先進的な施策を展開してきました。また、平成26年度の改訂時においても、「子育て、親育ちを支援する」を基本方針に、待機児童対策の推進を個別施策にそれぞれ位置づけ、すべての子どもの健全な発達が保障される社会をめざし、子どもと子育てを支援する地域社会の構築に取り組むこととしました。

「品川区子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）」は、「品川区長期基本計画」を踏まえ、保育需要を把握するとともに、教育・保育施設などの整備計画として、子ども・子育て支援の取組みを一層促進するために策定するものです。なお、平成17年に「品川区次世代育成支援対策推進（前期）行動計画（以下「行動計画」という。）」を、平成22年に「後期行動計画」を策定し、さらに5年間の「第3次行動計画」を策定することとしました。これら「支援事業計画」と「第3次行動計画」を一体化したうえで、パブリックコメントを実施し、平成27年4月に「品川区子ども・子育て計画」を策定しました。

その後、「第3次行動計画」については、「品川区子ども・若者計画」へ移行することとなり、平成29年度から「品川区子ども・子育て計画」は、「支援事業計画」に特化して審議・検討を行うこととなりました。この度の品川区子ども・子育て支援事業計画の中間年度見直しを検討するにあたり、関連する計画との整合性や調和を図りながら、今後も品川区の子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。

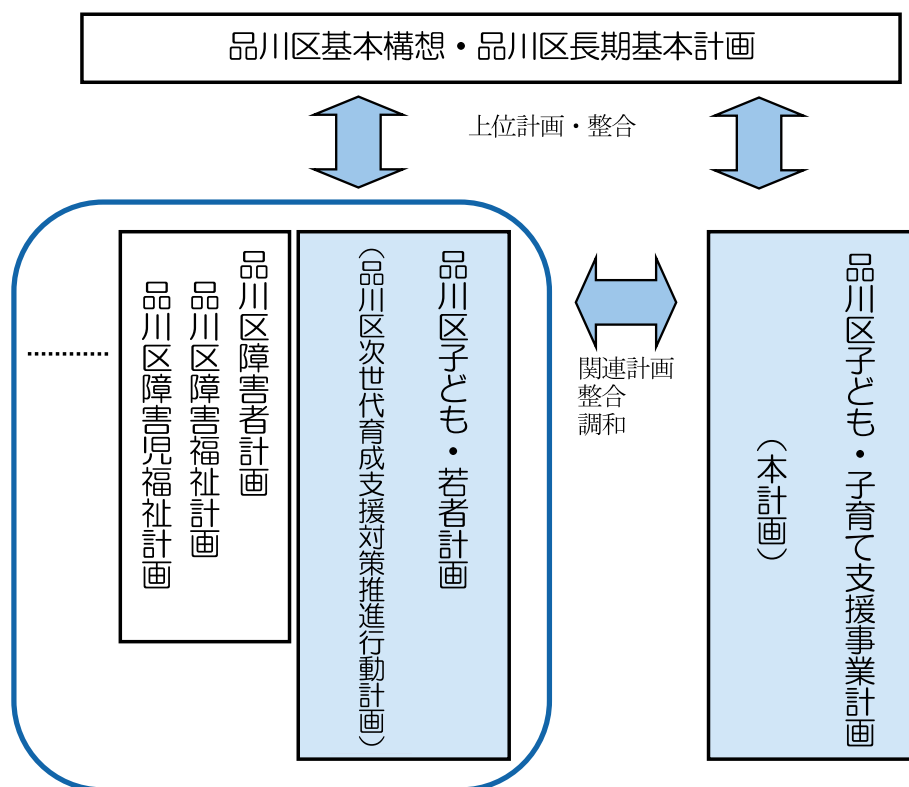


2 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」に基づき、「品川区子ども・子育て支援事業計画」（支援事業計画）を策定しました。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「品川区次世代育成支援対策推進行動計画」（第3次行動計画）を策定しました。継続した行動計画の作成指針を踏まえ、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点」を追加しました。

この「支援事業計画」と「第3次行動計画」の両計画を一体化して「品川区子ども・子育て計画」を策定しましたが、「品川区子ども・若者計画」の策定にともない、平成29年度以降は、「支援事業計画（以下「計画」という。）」と「第3次行動計画」は個別・専門的な視点から両計画を分けて審議・検討し、より重点的な支援の枠組みの構築に取り組んでいくこととしました。

また、本計画は、「品川区基本構想・品川区長期基本計画」の部門別計画であり、関連する品川区障害者計画などの諸計画と整合性を保ち策定しました。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を一期として策定しています。なお、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、年度ごとに点検・評価をします。

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「品川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）」の場で内容などの審議を行います。当会議は、区内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者などにより構成しています。

第2章

計画の基本的な考え方



地域で支えあう 子育て・親育ちの都市“しながわ”

子育ての第一義的な責任は親をはじめとする保護者にあるという基本的認識のもと、すべての子どもの健やかな成長と自立、地域社会への参画をめざし、区に住むすべての世代の支えあいを基礎として地域全体で子育て支援に取り組んできました。

① 誰もが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

子育てとは、子どもの成長などを通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくりが必要です。

② すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育て環境づくり

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を、地域住民が一体となって支援する環境づくりが必要です。

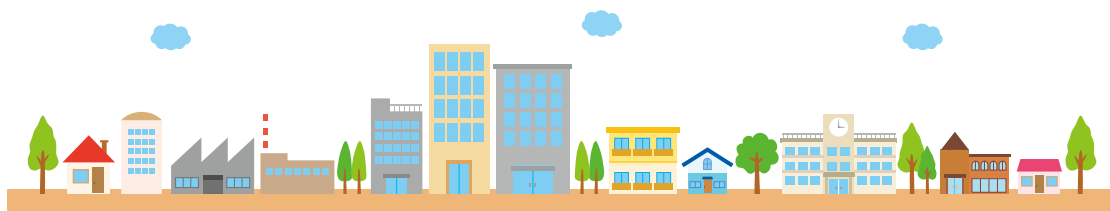
③ 区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

地域の子育て環境を整えることで、親が安心して子どもを生み育てることができ、また、子どもは明るくのびのびと成長して、地域の一員として自立し、将来この地域に貢献することが期待できます。こうした環境づくりをとおして、区民のよりよい暮らしにつながる持続的な地域社会をめざします。

上記内容を踏まえ、品川区のこれまでの先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境のより一層の充実に向けて、「品川区子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を

「地域で支えあう 子育て・親育ちの都市“しながわ”」

と設定します。



(参考)「品川区長期基本計画」(本計画は、「品川区長期基本計画」を踏まえ、策定します。)

1 基本方針

子育て、親育ちを支援する

子育てを巡る環境が変化中、子育ての第一義的責任は親(保護者)にあることを前提としつつ、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていくことが必要です。すべての子どもの健全発達が保障される社会をめざし、親が子育ての喜びをとおして自覚と自信を持つことができる、子どもと子育てを支援する地域社会を構築します。

2 基本政策

○ 親と子がともに学び・育つ環境をつくる

親育ちを総合的、計画的に支援し、親と子がともに学び、育つ環境を整備します。

(個別施策)

- ① 子育ての自覚と責任をもつ“親育ち”の促進
 - ・親育ちサポート事業の充実
 - ・「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進
- ② 子どもの心と体の育成支援体制の充実
 - ・健やか親子支援事業の充実
 - ・すくすく赤ちゃん訪問事業の推進

○ 子育て力のある地域社会をつくる

子育てを支える地域社会の結びつき等が希薄になりがちな社会状況で、地域の多世代、多様な主体の参加を促して、子育て力のある地域社会をつくります。

(個別施策)

- ① 地域の子育て支援人材の育成と活動支援
 - ・子育て支援ボランティア等の育成
 - ・ファミリー・サポート事業の推進
- ② 保護が必要な子どもと家庭への支援
 - ・子ども家庭支援センター事業の充実
 - ・要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会)の運営充実

○ 子育て支援・教育機能を拡充・強化する

子育てで孤立化しないように子育て家庭全体を支援します。子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実をはかります。

(個別施策)

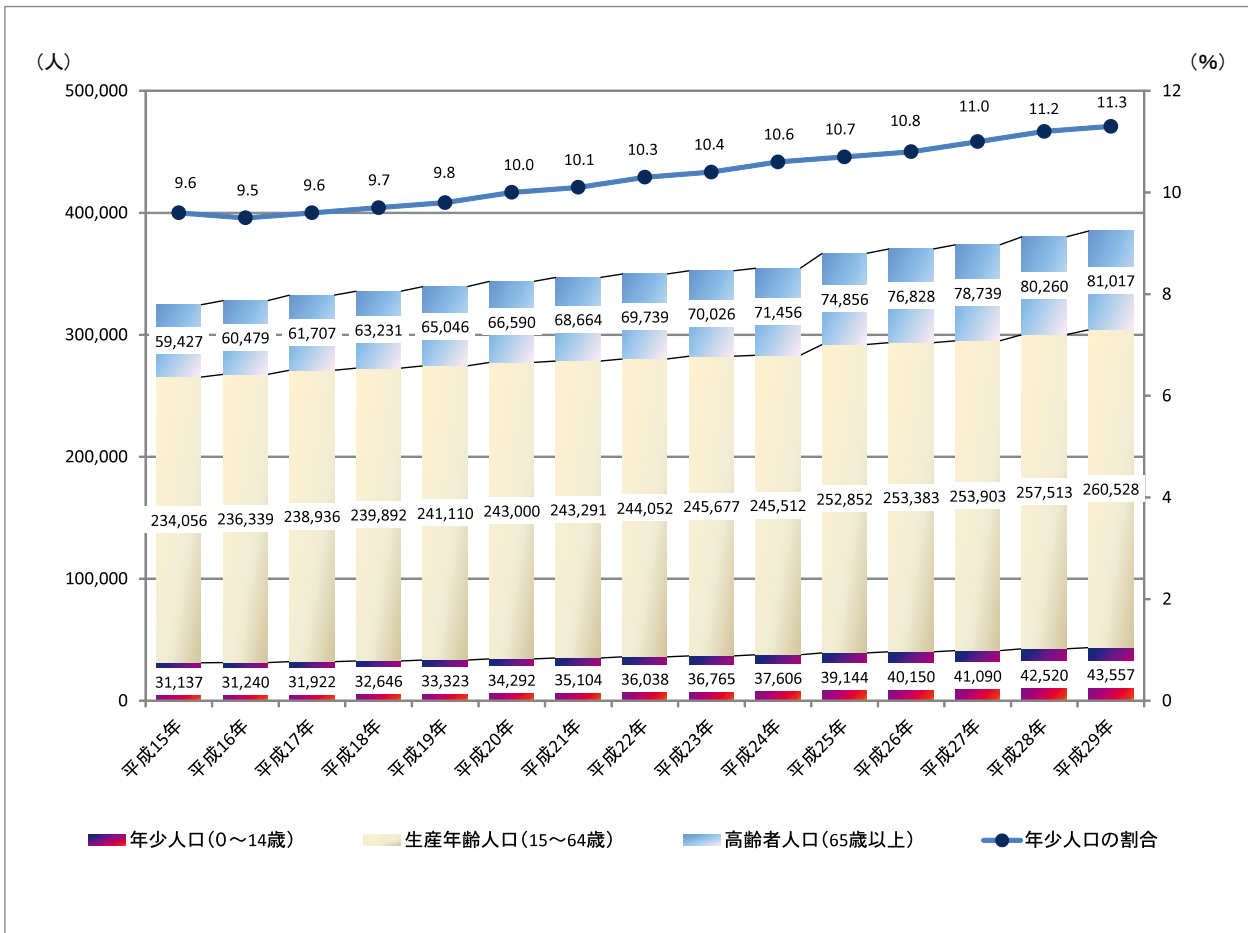
- ① 子育て支援にともなう相談および利用調整の充実
 - ・子育てプランの作成支援
- ② 待機児童対策の推進
 - ・私立認可保育園の開設支援
 - ・短時間就労対応型保育事業の充実
 - ・認証保育所の運営支援
 - ・保育ママ事業の開設支援
- ③ 在宅子育て支援拠点の充実
 - ・地域子育て支援拠点事業の充実
 - ・チャイルドステーション事業の充実
- ④ 乳幼児教育の充実
 - ・就学前乳幼児教育の充実
- ⑤ 保育園・幼稚園における特別支援教育の充実
 - ・保育園・幼稚園における特別支援教育の充実
- ⑥ 子育て家庭の経済的負担の軽減
 - ・各種助成事業の運用



1 人口と出生の現状

① 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

図 1-1 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

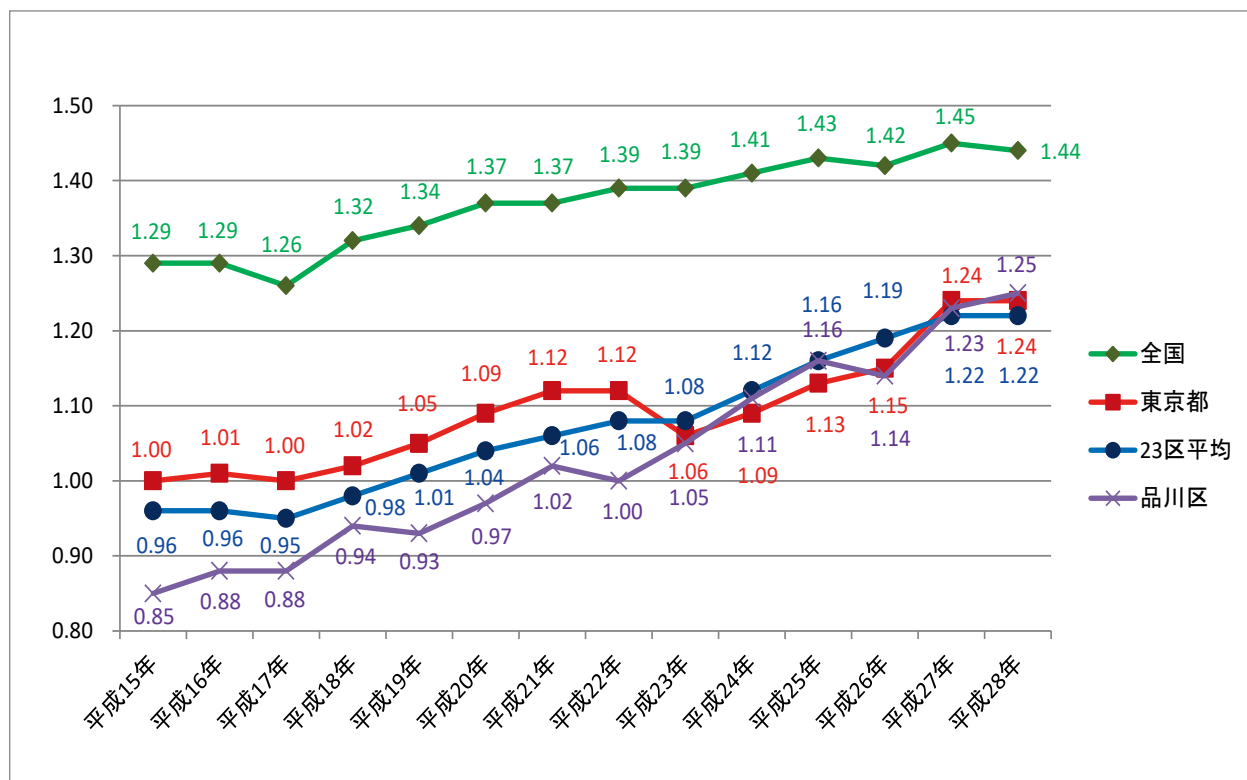


(品川区住民基本台帳：各年 4月 1日の人口) ※平成 25年から外国人を含む。



② 合計特殊出生率の推移

図 1-2 合計特殊出生率の推移

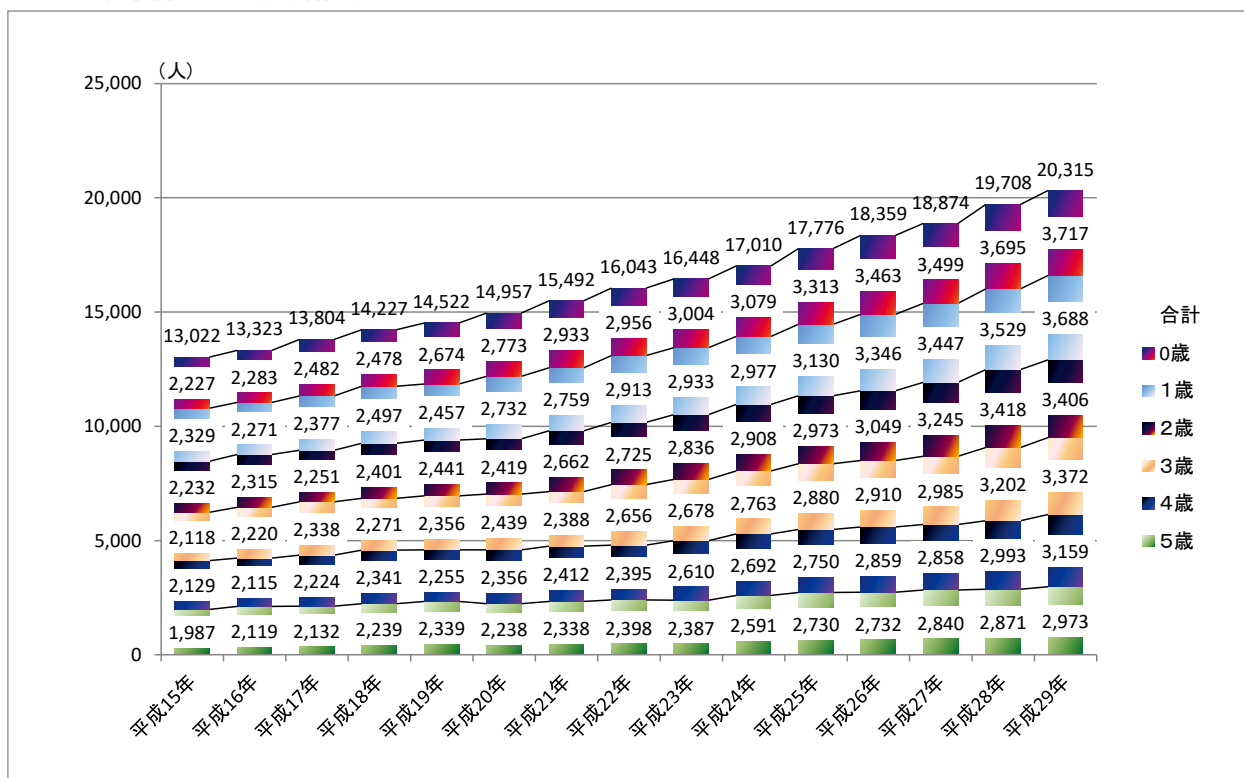


厚生労働省および東京都福祉保健局（人口動態統計）



③ 就学前人口の推移

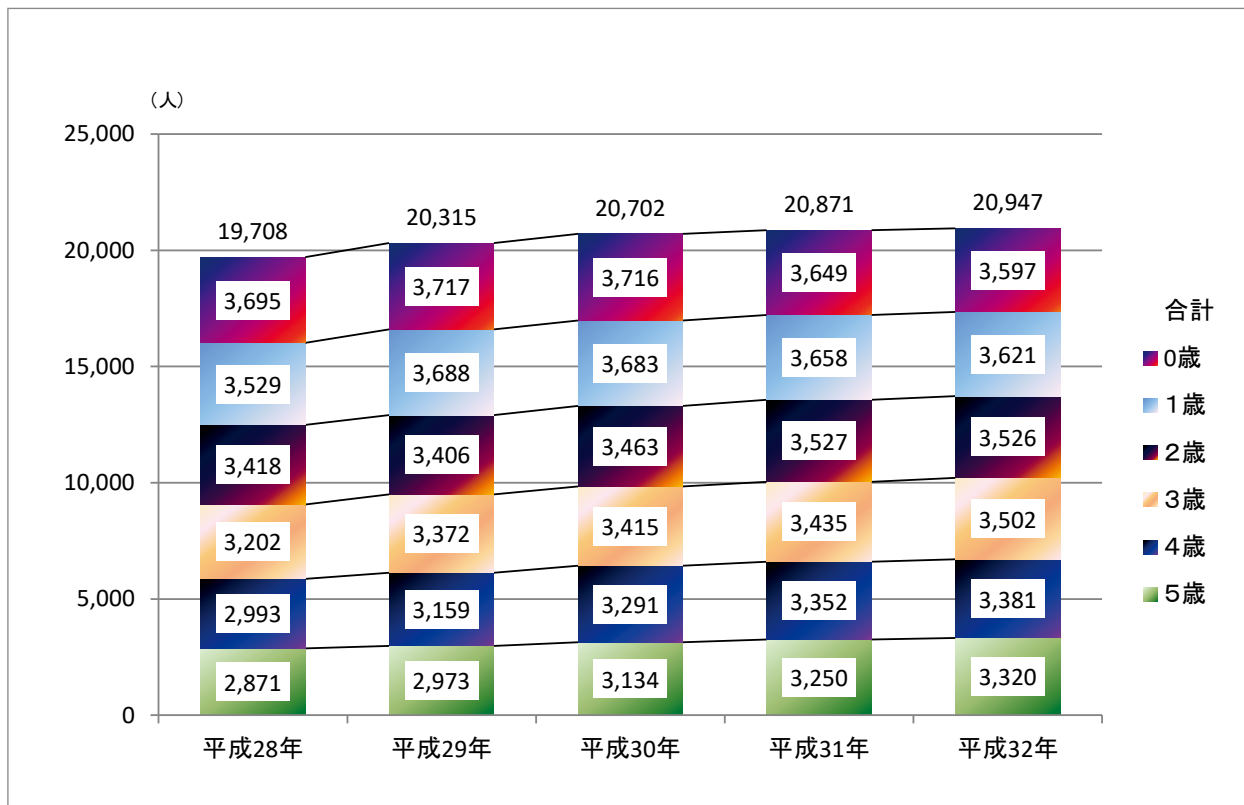
図 1-3 就学前人口の年齢別推移



(品川区住民基本台帳：各年 4月 1日の人口) ※平成 25年から外国人を含む。

④ 就学前人口の年齢別推計

図 1-4 就学前人口の年齢別推計



※平成 28年、平成 29年は実数

(保育課資料：人口推計データに基づく)

2 子育て支援の現状

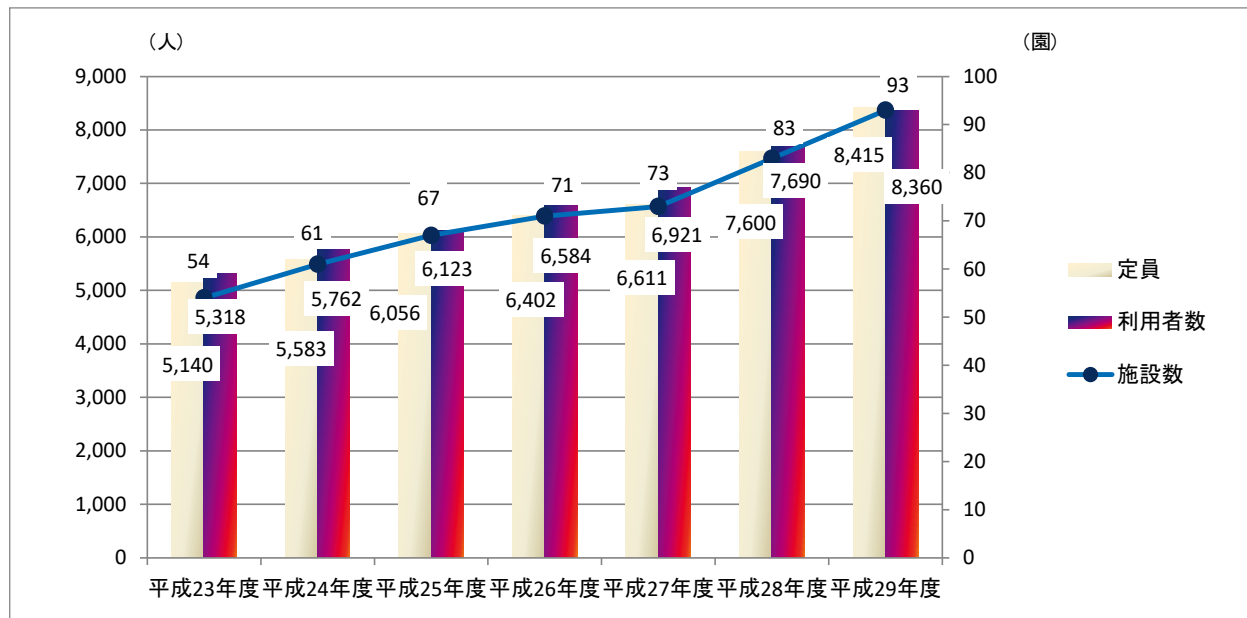
(1) 教育・保育施設の現状

(各年 4月1日現在)

(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

① 認可保育園の定員・利用者数・施設数

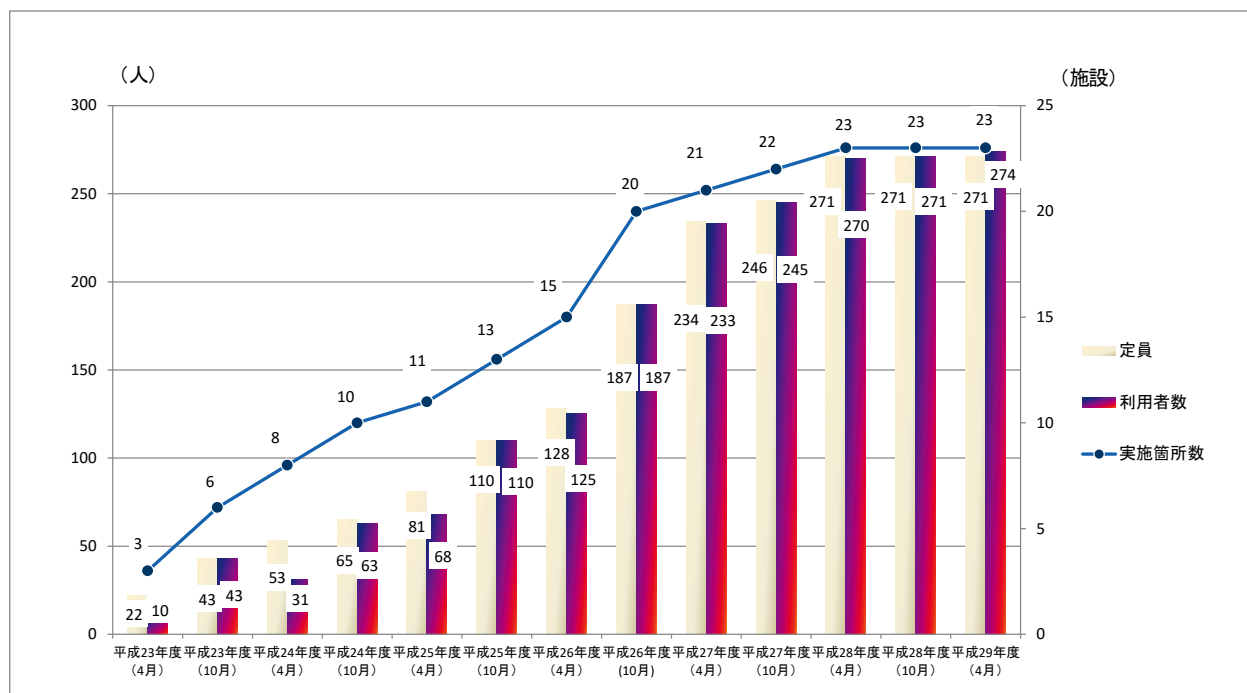
図 2-1 認可保育園の定員・利用者数・施設数



② 地域型保育事業の定員・利用者数・施設数

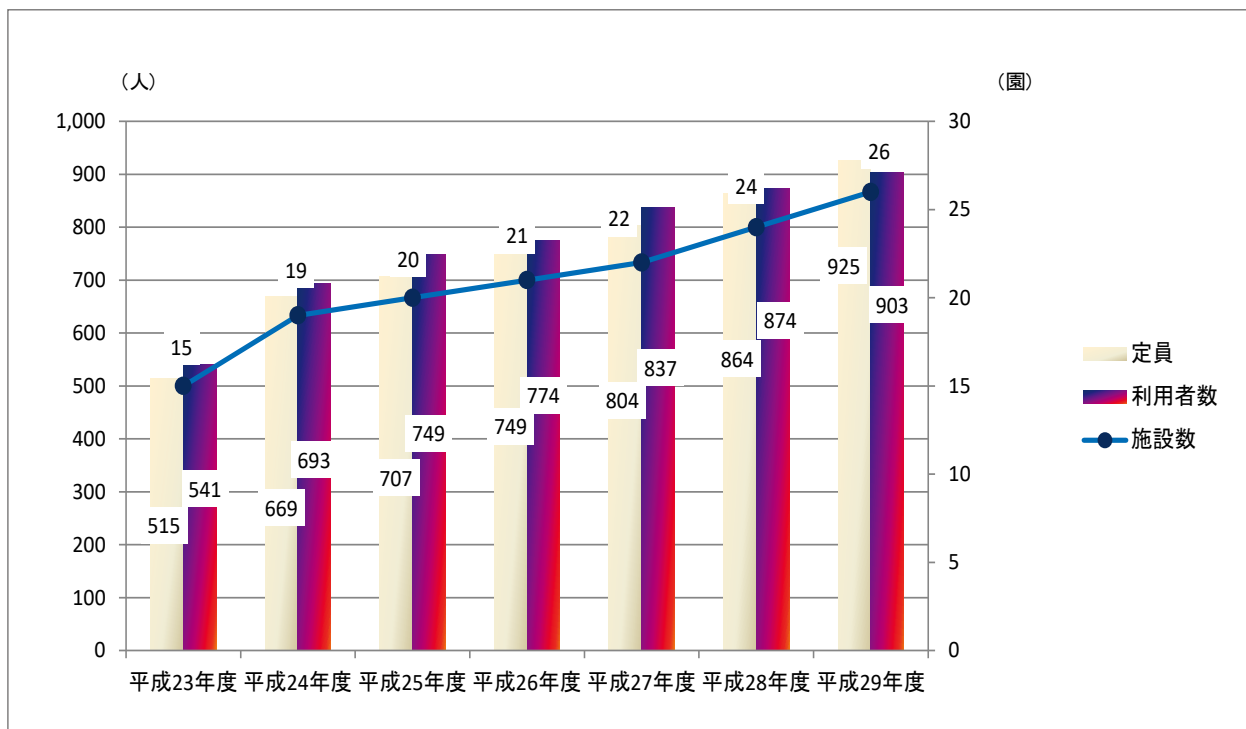
図 2-2 地域型保育事業の定員・利用者数・施設数

※家庭的保育事業（保育ママ）から名称変更



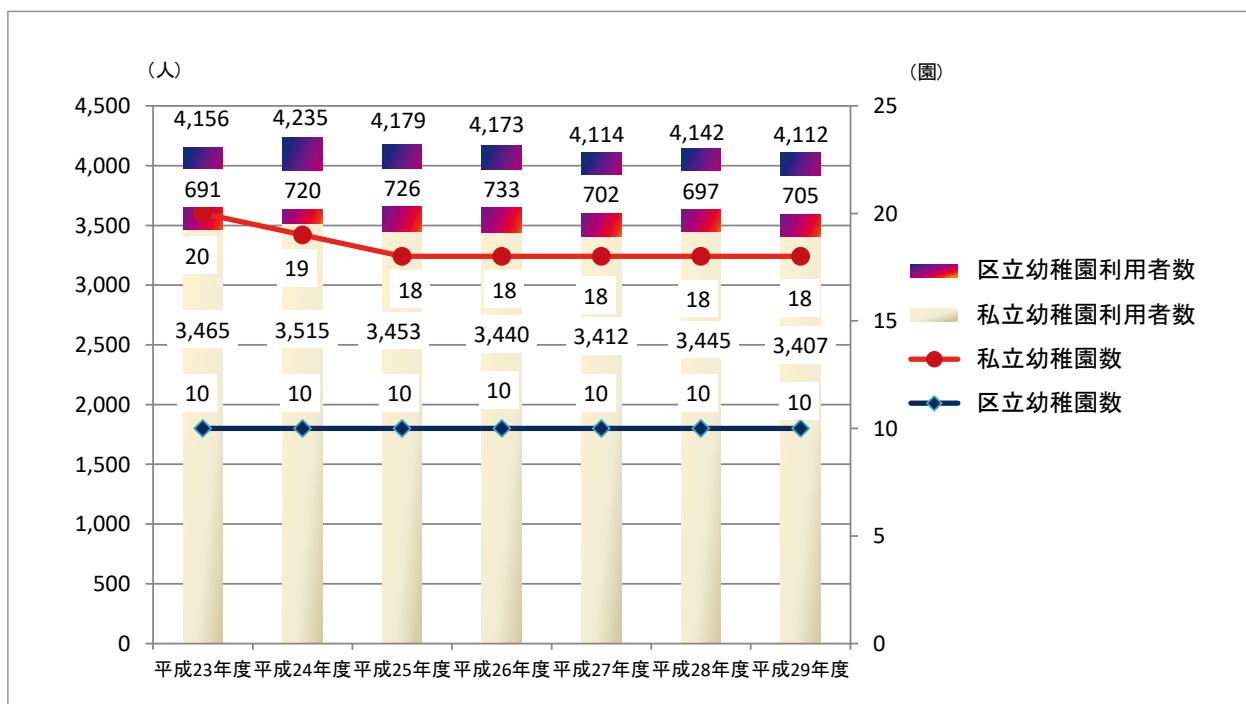
③ 認証保育所の定員・利用者数・施設数

図 2-3 認証保育所の定員・利用者数・施設数



④ 幼稚園の施設数・利用者数

図 2-4 幼稚園の施設数・利用者数



⑤ 支給認定および年齢別保育施設利用者数

表 1 支給認定の推移

(人)

年度	認定	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
27	1号	-	-	-	8	307	355	670
	2号	-	-	-	1,415	1,248	1,203	3,866
	3号	754	1,607	1,560	-	-	-	3,921
28	1号	-	-	-	12	343	352	707
	2号	-	-	-	1,763	1,460	1,311	4,534
	3号	1,037	2,135	2,043	-	-	-	5,215
29	1号	-	-	-	17	344	369	730
	2号	-	-	-	1,928	1,743	1,491	5,162
	3号	1,126	2,319	2,295	-	-	-	5,740

表 2-1 区内保育施設の利用者数（0歳）※3号認定

(人)

年度	0歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
27	3,499	852	804	23.0%	795	636	123	36	4.5%
28	3,695	936	902	24.4%	930	699	166	65	7.0%
29	3,717	1,020	956	25.7%	1,008	735	200	73	7.2%

表 2-2 区内保育施設の利用者数（1・2歳）※3号認定

(人)

年度	1・2歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
27	6,692	2,903	3,243	48.5%	1,616	849	595	172	10.6%
28	6,947	3,319	3,650	52.5%	1,772	1,119	546	107	6.0%
29	7,094	3,608	3,870	54.6%	1,812	1,192	483	137	7.6%

表 2-3 区内保育施設の利用者数（3歳以上）※2号認定

(人)

年度	3~5歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
27	8,683	3,894	3,944	45.4%	388	299	82	7	1.8%
28	9,066	4,480	4,282	47.2%	579	492	81	6	1.0%
29	9,504	4,983	4,711	49.6%	624	501	114	9	1.4%

※保育施設の利用定員・利用者数は認可保育園・地域型保育事業・認証保育所を合わせた数

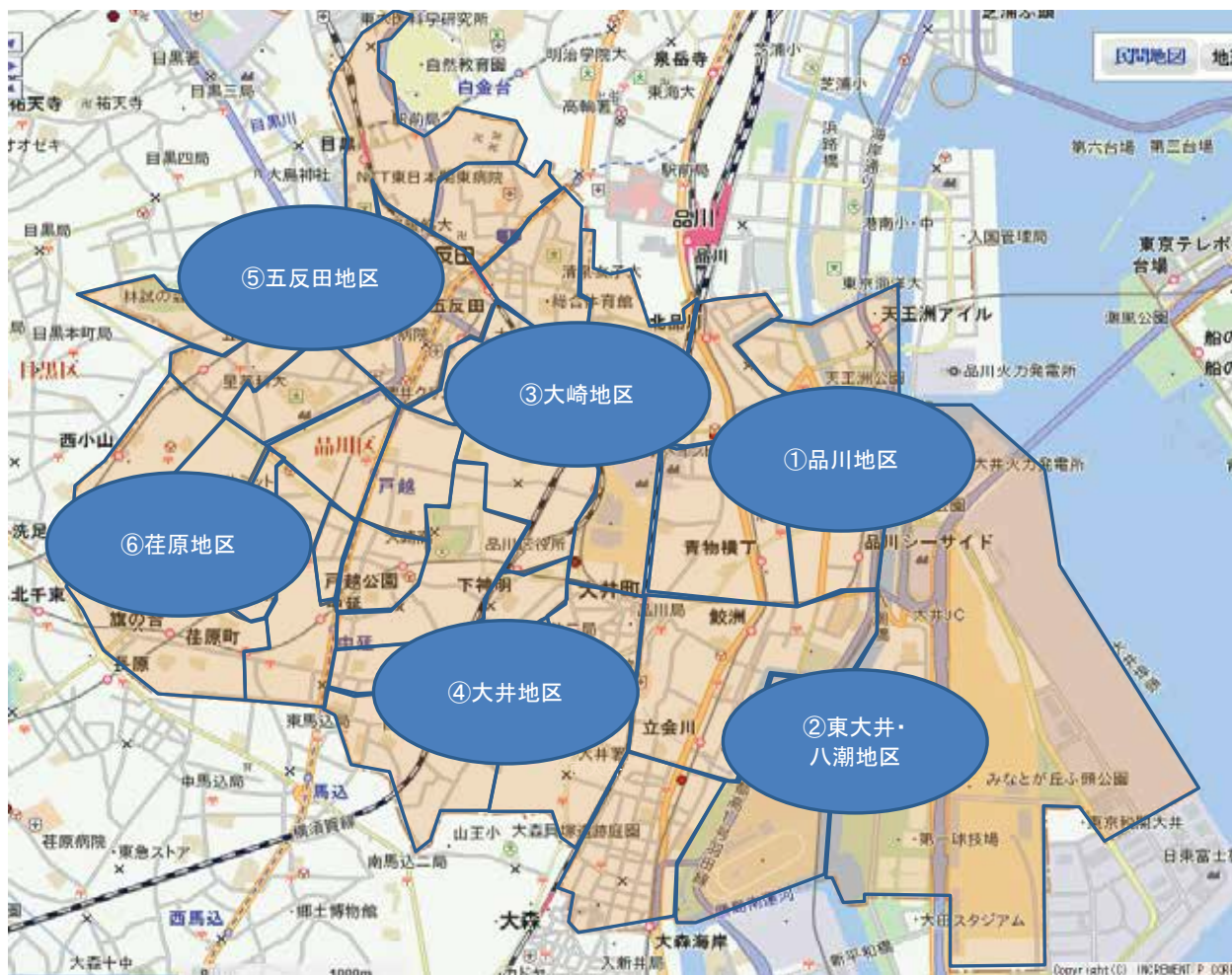
第4章

子ども・子育て支援事業計画



1 教育・保育提供区域の設定

乳幼児人口と保育需要の増加にともない、平成 29年度から教育・保育提供区域を品川区全域から下記の6地区に設定しなおします。



2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

区に居住する子どもの「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業、認可外保育施設などの利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

① 保育の必要性の認定区分

- 1号認定（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）3～5歳 幼児期の学校教育
- 2号認定（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）3～5歳 保育の必要あり
- 3号認定（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）0～2歳 保育の必要あり

表 1-1 平成 27 年度 区民利用者（平成 27 年 4 月 1 日現在の人口 18,874 人）（人）

幼稚園利用者数 (3~5 歳)	保育施設利用者数 (3~5 歳)	保育施設利用者数 (0~2 歳)	在宅子育て (0~5 歳)
	3,944 20.9%	4,047 21.4%	
	保育施設利用者数 (0~5 歳)		
4,114 21.8%	7,991 42.3%		6,769 35.9%

表 1-2 平成 29 年度 教育・保育の需要量見込み（平成 29 年 4 月 1 日現在の人口 20,315 人）（人）

1号認定 (3~5 歳)	2号認定 (3~5 歳)		3号認定 (0~2 歳)	在宅子育て (0~5 歳)
	幼稚園利用者の 想定	その他		
	336 1.7%	5,125 25.2%		
3,823 18.8%	5,461 26.9%		5,545 27.3%	
幼稚園利用者数 (3~5 歳)		保育施設利用者数 (0~5 歳)		
4,159 20.5%		10,670 52.5%		5,486 27.0%

表 1-3 各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	3歳児	1,222	1,299	1,344	1,373	1,386
	4歳児	1,170	1,204	1,278	1,329	1,358
	5歳児	1,162	1,168	1,201	1,271	1,321
	計	3,554	3,671	3,823	3,973	4,065
2号認定	3歳児	1,634	1,734	1,938	1,997	2,019
	4歳児	1,565	1,608	1,815	1,931	1,972
	5歳児	1,555	1,560	1,708	1,832	1,903
	計	4,754	4,902	5,461	5,760	5,894
3号認定	0歳児	1,050	1,049	1,248	1,324	1,312
	1歳児	1,914	1,933	2,240	2,312	2,291
	2歳児	1,802	1,865	2,057	2,164	2,192
	計	4,766	4,847	5,545	5,800	5,795

※ 3号認定の0歳児の量の見込みは、平成 25年度第 3回品川区子ども・子育て会議で、人口比率 30%と決定しました。



内訳（① 品川地区）

（人）

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	3歳児			222	227	229
	4歳児			226	235	240
	5歳児			199	210	219
	計			647	672	688
2号認定	3歳児			320	344	346
	4歳児			321	354	360
	5歳児			283	308	319
	計			924	1,006	1,025
3号認定	0歳児			257	224	218
	1歳児			428	400	389
	2歳児			396	364	363
	計			1,081	988	970

内訳（② 東大井・八潮地区）

（人）

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	3歳児			247	252	254
	4歳児			206	214	219
	5歳児			191	203	211
	計			644	669	684
2号認定	3歳児			356	360	363
	4歳児			293	305	311
	5歳児			272	288	298
	計			921	953	972
3号認定	0歳児			206	201	199
	1歳児			400	395	391
	2歳児			372	379	380
	計			978	975	970

内訳 (③ 大崎地区)

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	3歳児			157	160	162
	4歳児			144	150	153
	5歳児			139	147	152
	計			440	457	467
2号認定	3歳児			226	229	230
	4歳児			205	214	218
	5歳児			197	208	216
	計			628	651	664
3号認定	0歳児			141	170	135
	1歳児			252	279	245
	2歳児			239	270	244
	計			632	719	624

内訳 (④ 大井地区)

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	3歳児			228	233	235
	4歳児			224	233	238
	5歳児			231	245	254
	計			683	711	727
2号認定	3歳児			329	333	335
	4歳児			318	331	338
	5歳児			329	347	360
	計			976	1,011	1,033
3号認定	0歳児			204	209	242
	1歳児			367	370	404
	2歳児			328	340	380
	計			899	919	1,026

内訳（⑤ 五反田地区）

（人）

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	3歳児			252	257	260
	4歳児			253	263	269
	5歳児			229	242	252
	計			734	762	781
2号認定	3歳児			363	358	370
	4歳児			359	369	381
	5歳児			326	339	356
	計			1,048	1,066	1,107
3号認定	0歳児			242	271	272
	1歳児			425	455	452
	2歳児			392	431	438
	計			1,059	1,157	1,162

内訳（⑥ 荏原地区）

（人）

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	3歳児			238	244	246
	4歳児			225	234	239
	5歳児			212	224	233
	計			675	702	718
2号認定	3歳児			344	373	375
	4歳児			319	358	364
	5歳児			301	342	354
	計			964	1,073	1,093
3号認定	0歳児			198	249	246
	1歳児			368	413	410
	2歳児			330	380	387
	計			896	1,042	1,043

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型給付別）

① 教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策

計画期間の「量の見込み」に対する「確保方策」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

表 2-1 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策
全 体

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定 (3~5歳・ 教育標準 時間認定)	量の見込み①	3,554	3,671	3,823	3,973	4,065
	確保方策 計②	4,573	4,573	4,627	4,633	4,633
	(内訳)					
	施設型給付施設	679	679	733	739	739
	地域型給付事業	0	0	0	0	0
	新制度対象外施設	3,894	3,894	3,894	3,894	3,894
	② - ①	1,019	902	804	660	568
2号認定 (3~5歳・ 保育認定)	量の見込み①	4,754	4,902	5,461	5,760	5,894
	確保方策 計②	4,045	4,508	5,248	6,093	6,633
	(内訳)					
	施設型給付施設	3,912	4,375	5,146	5,991	6,531
	地域型給付事業	0	0	0	0	0
	新制度対象外施設	133	133	102	102	102
	② - ①	△ 709	△ 394	△ 213	333	739
3号認定 (0~2歳・ 保育認定)	量の見込み①	4,766	4,847	5,545	5,800	5,795
	確保方策 計②	4,120	4,512	4,950	5,584	6,004
	(内訳)					
	施設型給付施設	3,158	3,436	3,847	4,445	4,865
	地域型給付事業	258	305	271	272	272
	新制度対象外施設	704	771	832	867	867
	② - ①	△ 646	△ 335	△ 595	※ △ 216	209

- ・施設型給付施設 保育園、幼稚園、認定こども園
- ・地域型給付事業 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- ・新制度対象外施設 東京都認証保育所、私立幼稚園（私学助成）、就学前乳幼児教育施設（幼児教育部門）

※平成30年度の3号認定で確保方策が足りていない状況にあるのは、確保方策の数値に企業主導型保育事業および私立保育園が独自事業で行っている定員外の受入保育等を現時点では反映していないためです。実際には、企業主導型保育事業等を利用する子どもは相当数いることが想定されるため、実際の量の見込みと確保方策の差は減少する見込みです。

※居宅訪問型保育事業の利用者は自宅にてサービスを利用するため、上記の全体表の3号認定（地域型保育事業）には加算していますが、内訳には加算を行っていません。

内訳 (① 品川地区)

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定 (3~5歳・ 教育標準 時間認定)	量の見込み①			647	672	688
	確保方策 計②			931	931	931
	(内訳)					
	施設型給付施設			213	213	213
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			718	718	718
	② - ①			284	259	243
2号認定 (3~5歳・ 保育認定)	量の見込み①			924	1,006	1,025
	確保方策 計②			894	984	1,074
	(内訳)					
	施設型給付施設			866	956	1,046
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			28	28	28
	② - ①			△ 30	△ 22	49
3号認定 (0~2歳・ 保育認定)	量の見込み①			1,081	988	970
	確保方策 計②			839	906	976
	(内訳)					
	施設型給付施設			666	733	803
	地域型給付事業			22	22	22
	新制度対象外施設			151	151	151
	② - ①			△ 242	△ 82	6

内訳 (② 東大井・八潮地区)

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定 (3~5歳・ 教育標準 時間認定)	量の見込み①			644	669	684
	確保方策 計②			455	455	455
	(内訳)					
	施設型給付施設			135	135	135
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			320	320	320
	② - ①			△ 189	△ 214	△ 229
2号認定 (3~5歳・ 保育認定)	量の見込み①			921	953	972
	確保方策 計②			1,004	1,064	1,109
	(内訳)					
	施設型給付施設			976	1,036	1,081
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			28	28	28
	② - ①			83	111	137
3号認定 (0~2歳・ 保育認定)	量の見込み①			978	975	970
	確保方策 計②			892	924	959
	(内訳)					
	施設型給付施設			686	718	753
	地域型給付事業			27	27	27
	新制度対象外施設			179	179	179
	② - ①			△ 86	△ 51	△ 11

内訳 (③ 大崎地区)

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定 (3~5歳・ 教育標準 時間認定)	量の見込み①			440	457	467
	確保方策 計②			365	365	365
	(内訳)					
	施設型給付施設			0	0	0
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			365	365	365
② - ①			△ 75	△ 92	△ 102	
2号認定 (3~5歳・ 保育認定)	量の見込み①			628	651	664
	確保方策 計②			524	599	644
	(内訳)					
	施設型給付施設			521	596	641
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			3	3	3
② - ①			△ 104	△ 52	△ 20	
3号認定 (0~2歳・ 保育認定)	量の見込み①			632	719	624
	確保方策 計②			592	650	685
	(内訳)					
	施設型給付施設			370	428	463
	地域型給付事業			26	26	26
	新制度対象外施設			196	196	196
② - ①			△ 40	△ 69	61	

内訳 (④ 大井地区)

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定 (3~5歳・ 教育標準 時間認定)	量の見込み①			683	711	727
	確保方策 計②			1,285	1,285	1,285
	(内訳)					
	施設型給付施設			215	215	215
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			1,070	1,070	1,070
② - ①			602	574	558	
2号認定 (3~5歳・ 保育認定)	量の見込み①			976	1,011	1,033
	確保方策 計②			1,077	1,176	1,221
	(内訳)					
	施設型給付施設			1,077	1,176	1,221
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			0	0	0
② - ①			101	165	188	
3号認定 (0~2歳・ 保育認定)	量の見込み①			899	919	1,026
	確保方策 計②			912	1,025	1,060
	(内訳)					
	施設型給付施設			818	896	931
	地域型給付事業			54	54	54
	新制度対象外施設			40	75	75
② - ①			13	106	34	

内訳 (⑤ 五反田地区)

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定 (3~5歳・ 教育標準 時間認定)	量の見込み①			734	762	781
	確保方策 計②			403	409	409
	(内訳)					
	施設型給付施設			90	96	96
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			313	313	313
	② - ①			△ 331	△ 353	△ 372
2号認定 (3~5歳・ 保育認定)	量の見込み①			1,048	1,066	1,107
	確保方策 計②			897	1,107	1,287
	(内訳)					
	施設型給付施設			854	1,064	1,244
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			43	43	43
	② - ①			△ 151	41	180
3号認定 (0~2歳・ 保育認定)	量の見込み①			1,059	1,157	1,162
	確保方策 計②			952	1,106	1,246
	(内訳)					
	施設型給付施設			687	841	981
	地域型給付事業			54	54	54
	新制度対象外施設			211	211	211
	② - ①			△ 107	△ 51	84

内訳 (⑥ 荏原地区)

(人)

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定 (3~5歳・ 教育標準 時間認定)	量の見込み①			675	702	718
	確保方策 計②			1,188	1,188	1,188
	(内訳)					
	施設型給付施設			80	80	80
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			1,108	1,108	1,108
	② - ①			513	486	470
2号認定 (3~5歳・ 保育認定)	量の見込み①			964	1,073	1,093
	確保方策 計②			852	1,163	1,298
	(内訳)					
	施設型給付施設			852	1,163	1,298
	地域型給付事業			0	0	0
	新制度対象外施設			0	0	0
	② - ①			△ 112	90	205
3号認定 (0~2歳・ 保育認定)	量の見込み①			896	1,042	1,043
	確保方策 計②			759	968	1,073
	(内訳)					
	施設型給付施設			620	829	934
	地域型給付事業			84	84	84
	新制度対象外施設			55	55	55
	② - ①			△ 137	△ 74	30

◎ 品川区子ども・子育て支援事業計画（確保方策の内訳①）

	平成 27 年度（1 年目）							平成 28 年度（2 年目）								
	3 号		2 号	1 号	2 号	1 号	人数計	3 号		2 号	1 号	2 号	1 号	人数計		
	0 歳	1.2 歳	3 歳		4.5 歳		園数	0 歳	1.2 歳	3 歳		4.5 歳		園数		
施設型給付施設	592	2,566	1,401	0	2,511	679	7,749	625	2,811	1,552	0	2,823	679	8,490		
							84							92		
保育園	548	2,401	1,309	0	2,345	0	6,603	581	2,646	1,460	0	2,657	0	7,344		
							70							77		
幼稚園	0	0	0	0	0	629	629	0	0	0	0	0	629	629		
							9							9		
認定こども園	44	165	92	0	166	50	517	44	165	92	0	166	50	517		
							5							6		
地域型給付事業	76	182	0	0	0	0	258	86	219	0	0	0	0	305		
							23							28		
家庭的保育	1	7	0	0	0	0	8	2	9	0	0	0	0	11		
							2							2		
小規模保育	75	175	0	0	0	0	250	84	208	0	0	0	0	292		
							21							24		
事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
							0							0		
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2		
							0							2		
新制度対象外施設	164	540	65	1,283	68	2,611	4,731	182	589	65	1,283	68	2,611	4,798		
							41							43		
認証保育所	164	540	65	0	68	0	837	182	589	65	0	68	0	904		
							22							24		
幼稚園（私学助成）	0	0	0	1,259	0	2,562	3,821	0	0	0	1,259	0	2,562	3,821		
							18							18		
就学前乳幼児教育施設	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73		
							1							1		
年度合計	12,738							12,738	13,593							13,593
								148								163
各区分ごとの計	832	3,288	1,466	1,283	2,579	3,290	12,738	893	3,619	1,617	1,283	2,891	3,290	13,593		
保育（2・3号）の合計	8,165								9,020							

◎ 品川区子ども・子育て支援事業計画（確保方策の内訳 ②）

	平成 29 年度（3 年目）							平成 30 年度（4 年目）						
	3 号		2 号	1 号	2 号	1 号	人数計	3 号		2 号	1 号	2 号	1 号	人数計
	0 歳	1.2 歳	3 歳		4.5 歳			園数	0 歳	1.2 歳	3 歳		4.5 歳	
施設型給付施設	706	3,141	1,773	0	3,373	733	9,726	857	3,588	2,054	2	3,937	737	11,175
							104							121
保育園	659	2,947	1,664	0	3,172	0	8,442	798	3,361	1,927	0	3,700	0	9,786
							89							105
幼稚園	0	0	0	0	0	683	683	0	0	0	0	0	683	683
							9							9
認定こども園	47	194	109	0	201	50	601	59	227	127	2	237	54	706
							6							7
地域型給付事業	76	195	0	0	0	0	271	76	196	0	0	0	0	272
							27							28
家庭的保育	2	6	0	0	0	0	8	2	6	0	0	0	0	8
							2							2
小規模保育	74	185	0	0	0	0	259	74	185	0	0	0	0	259
							21							21
事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
							0							0
居宅訪問型保育	0	4	0	0	0	0	4	0	5	0	0	0	0	5
							4							5
新制度対象外施設	230	602	50	1,283	52	2,611	4,828	236	631	50	1,283	52	2,611	4,863
							44							45
認証保育所	230	602	50	0	52	0	934	236	631	50	0	52	0	969
							25							26
幼稚園（私学助成）	0	0	0	1,259	0	2,562	3,821	0	0	0	1,259	0	2,562	3,821
							18							18
就学前乳幼児教育施設	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73
							1							1
年度合計	14,825						14,825	16,310						16,310
							175							194
各区分ごとの計	1,012	3,938	1,823	1,283	3,425	3,344	14,825	1,169	4,415	2,104	1,285	3,989	3,348	16,310
保育（2・3号）の合計	10,198							11,677						

◎ 品川区子ども・子育て支援事業計画（確保方策の内訳 ③）

	平成 31 年度（5 年目）							人数計 園数
	3号		2号	1号	2号	1号	園数	
	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳			
施設型給付施設	965	3,900	2,234	2	4,297	737	12,135	
							133	
保育園	906	3,673	2,107	0	4,060	0	10,746	
							117	
幼稚園	0	0	0	0	0	683	683	
							9	
認定こども園	59	227	127	2	237	54	706	
							7	
地域型給付事業	76	196	0	0	0	0	272	
							28	
家庭的保育	2	6	0	0	0	0	8	
							2	
小規模保育	74	185	0	0	0	0	259	
							21	
事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	
							0	
居宅訪問型保育	0	5	0	0	0	0	5	
							5	
新制度対象外施設	236	631	50	1,283	52	2,611	4,863	
							45	
認証保育所	236	631	50	0	52	0	969	
							26	
幼稚園（私学助成）	0	0	0	1,259	0	2,562	3,821	
							18	
就学前乳幼児教育施設	0	0	0	24	0	49	73	
							1	
年度合計	17,270							17,270
								206
各区分ごとの計	1,277	4,727	2,284	1,285	4,349	3,348	17,270	
保育（2・3号）の合計	12,637							



3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

なお、一時預かり事業などの事業の拡充にともなう人材の確保のために、育児経験豊かな主婦などを主な対象に、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」※の活用を推進していきます。

※「子育て支援員」とは、国の指針に基づいた全国共通の研修を受講して認定を受けた者が、子育て支援に従事することができる制度です。

地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援に関する事業
- (2) 時間外保育事業
- (3) 放課後児童健全育成事業
- (4) 子育て短期支援事業
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業
- (11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

■ 現在の取組み

① しながわっ子 子育てかんがるープラン（保育課）

妊娠中の方から小学校就学前までの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランの作成を支援しています。

表1-1 しながわっ子 子育てかんがるープラン実績数 (件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	333	380	348

② 子育てひろば事業相談（子ども育成課）

少子化や育児の孤立化にともなう子育ての不安などの対応として、児童センターや地域子育て支援センター（ぷりすくーる西五反田内）で子育て相談を実施しています。

表1-2 子育てひろば事業相談件数実績数 (件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全相談件数	3,311	2,152	2,268
うち児童センター	3,208	2,098	2,229
うち地域子育て支援センター	103	54	39

③ しながわネウボラネットワーク（保健センター・子ども育成課）

③-1 妊娠期からの相談事業 全妊婦面接（保健センター）

子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。

出産・子育てを応援するしくみとして、妊婦全員を対象とした妊娠期からの相談事業を、平成 27 年 11 月から開始しました。助産師等の相談員が保健センターで面接を行い、母子保健、子育て情報を紹介し、面接後にお祝い品を贈呈しています。平成 28 年 6 月からは、おおむね産後 1 カ月までに、原則電話による状況把握および相談（産後全戸電話相談）も実施しています。

表1-3 妊婦面接数 (件)

	平成 27 年度	平成 28 年度
面接件数	1,618	3,194

※平成 27 年 11 月から開始。

③-2 子育てネウボラ相談（子ども育成課）

保健師、看護師、保育士などが「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランをつくります。

○ 実施場所 東品川・大井倉田・平塚・富士見台・八潮児童センター（5カ所）

表1-4 子育てネウボラ相談件数 (件)

	平成28年度
延べ相談件数	1,092

■ 量の見込みと確保方策

表1-5 利用者支援に関する事業の量の見込みと確保方策 (件)

量の見込み①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
しながわっ子 子育てかんがるープラン	500	500	380	390	390
確保方策②					
しながわっ子 子育てかんがるープラン	500	500	380	390	390
② - ①	0	0	0	0	0

※これまでの実績を踏まえて量の見込み等を修正しました。

■ これまでの成果および平成28年度の実施状況

① しながわっ子 子育てかんがるープラン

ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。窓口は保育課ですが、保健センターやマタニティクラスでの紹介も実施しています。

② 子育てひろば事業相談

少子化や育児の孤立化にともなう子育ての不安などの対応として、児童センターや地域子育て支援センター（ぶりすくーる西五反田内）で相談を受け付けています。各施設では、相談内容に応じ、情報の提供、および適切な機関につなげています。

③ しながわネウボラネットワーク

③-1 妊娠期からの相談事業 全妊婦面接

平成27年度から事業を開始し、妊娠期からの面接相談をとおして、母子保健情報や子育てサービスの情報提供を実施しており、妊娠届出数を母数とした面接率は、平成28年度は7割でした。面接内容に対する評価アンケートでは、9割が満足と回答しています。

また、産後全戸電話相談は平成28年度1,249件でした。

③-2 子育てネウボラ相談

生活に身近な児童センターで、子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介を行い、希望者にはサポートプランを作成しました。利用者からは好評の声をいただいています。

■ 今後の課題と方向性

家庭や地域の子育てをめぐる環境が変化する中、多様な子育てに関する相談に対応するため、子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談などの対応を引き続き進めます。

③ しながわネウボラネットワーク

③-1 妊娠期からの相談事業 全妊婦面接

今後は、面接率向上に向け、保健センターでの妊娠届出と妊娠期面接が同時に行えること、育児パッケージの贈呈などを更に周知する必要があります。

③-2 子育てネウボラ相談

相談業務を広く周知し、認知度を高めるため、平成 29年 10月から他児童センターへの巡回を開始しました。



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育園の保育時間は、保護者の勤務時間やその他の状況を考慮して定めています。小学校就学前の子どもに対する保育が必要な時間帯に応じて、適切な目標事業量を設定します。

また、新制度により時間外保育事業は、保育の必要性に応じて保育標準時間（11時間保育）と保育短時間（8時間保育）の2区分に対応して設定されています。

■ 現在の取組み

① 延長夜間保育（保育標準時間認定対象）（保育課・保育支援課）

基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

② 時間内延長保育（保育短時間認定対象）（保育課・保育支援課）

基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）以内で8時間を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

表2-1 延長保育の実施園数（平成28年度）

（力所）

実施時間	公立保育園	私立保育園
午後7時30分までの延長保育実施園	32	3
午後8時までの延長保育実施園	0	4
午後8時30分までの延長保育実施園	7	29
午後9時までの延長保育実施園	0	2
午後10時までの延長保育実施園	6	0
延長早朝保育の実施園	0	5
合計	45	43

表2-2 公立園延長保育（標準時間認定）の利用状況（延べ人数）

（人）

年度（平成）	1時間延長	2時間延長	夜間	合計	利用者数
26	66,921	18,563	4,064	89,548	2,507
27	72,648	17,315	3,709	93,672	2,570
28	77,339	18,244	3,869	99,452	2,688

表2-3 公立園延長保育（短時間認定）の利用状況（延べ人数）

（人）

年度（平成）	1時間延長	2時間延長	3時間延長	合計	利用者数
27	3,805	451	122	4,378	432
28	3,392	807	321	4,520	462

表2-4 私立園延長保育の利用状況（延べ人数）

（人）

年度（平成）	早朝	1時間延長	2時間延長	合計	利用者数
26	1,333	38,916	15,101	55,350	1,349
27	1,193	51,637	20,433	73,263	1,571
28	1,813	64,308	24,135	90,256	2,079

表2-5 私立園延長保育（短時間認定）の利用状況（延べ人数） (人)

年度（平成）	早朝	1時間延長	2時間延長	合計	利用者数
27	2,472	7,025	304	9,801	183
28	2,354	9,833	475	12,662	241

■ 量の見込みと確保方策

表2-6 時間外保育事業の量の見込み（ニーズ量） (人)

ニーズ量				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3,425	3,500	3,686	3,756	3,787

表2-7 時間外保育事業の量の見込みと確保方策 (人)

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
時間外保育事業	4,098	4,421	4,654	4,741	4,781
確保方策 ②					
時間外保育事業	4,098	4,421	4,654	4,741	4,781
② - ①	0	0	0	0	0

■ これまでの成果および平成 28 年度の実施状況

公立園では全園で午後 6 時 30 分から 7 時 30 分までの延長保育を実施しており、園によっては最長で午後 10 時までの夜間保育を実施しています。平成 27 年度の延長保育の利用状況と比較すると、標準時間認定者については、すべての時間帯において利用実績が増加しています。また、短時間認定者についても、8 時間を超えた部分を利用できる時間内延長保育の制度により、全体の利用実績は伸びています。

私立園については、利用方法や延長保育料が各園で異なるものの、保護者のニーズは高く、利用者数は増加しています。平成 28 年度には、新規に 6 園が開設したため、利用実績および利用者数がともに伸びています。

■ 今後の課題と方向性

都市部の特有な就労形態に対応するため、保護者が安心して就労が継続できるように、就労支援を充実するとともに、子どもの保育環境の保障を図ります。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに関わる保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業の利用希望を勘案し、適切な目標事業量を設定します。

また、本区では、平成13年度に「すまいるスクール」を開設し、平成16年度から国に先駆けて「放課後子ども総合プラン」※として放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施しています。

※「放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力して一体型を中心とした放課後児童クラブや放課後子供教室を計画的に整備するものです。

■ 現在の取組み

① すまいるスクール（子ども育成課）

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校および義務教育学校に開設し、学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

表3-1 すまいるスクール登録数・登録率 (人)

	平成28年3月末		平成29年3月末	
	児童数	登録数	児童数	登録数
全児童数	14,092	9,685	14,523	9,383
うち低学年	7,428	6,905	7,656	7,000
うち高学年	6,664	2,780	6,867	2,383
1校平均	381	262	393	254
登録率	-	68.7%	-	64.6%

表3-2 すまいるスクール参加児童数（延べ人数） (人)

	平成27年度		平成28年度	
	平日	土曜	平日	土曜
全児童数	734,964	40,325	753,301	39,067
1日平均	3,024	791	3,100	781
登録参加率	31.2%	8.2%	33.0%	8.3%

■ 量の見込みと確保方策

表3-3 放課後児童健全育成事業の量の見込み（ニーズ量）

（人）

ニーズ量					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全児童数	6,665	6,842	7,078	7,235	7,415
うち低学年	3,992	4,113	4,197	4,268	4,358
うち高学年	2,673	2,729	2,881	2,967	3,057

※ 区で実施している「すまいるスクール（放課後児童健全育成事業）」の対象は全児童であるため、ニーズ量を実績値にあわせて補正しました。

表3-4 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

（人）

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全児童数	9,868	10,165	9,940	10,121	10,375
うち低学年	6,844	7,050	7,066	7,181	7,345
うち高学年	3,024	3,115	2,874	2,940	3,030
確保方策 ②					
放課後児童健全育成事業	9,868	10,165	9,940	10,121	10,375
② - ①	0	0	0	0	0

■ これまでの成果および平成 28 年度の実施状況

すまいるスクールは、放課後児童クラブと放課後子供教室を、平成 16 年度から一体的に実施しています。児童が自由に参加し、活動できる放課後の居場所として、学校や地域の協力を得て、内容の充実に努めています。平成 28 年度から、午後 7 時までの運営時間の延長（午後 6 時以降は 1～3 年生が利用可）、また午後 5 時を超えて利用する児童への間食の提供など事業の見直しを実施しました。

■ 今後の課題と方向性

放課後の安全・安心に活動できる場所として、家庭や学校との連携を進めるとともに、地域の方などとの協働で児童の健全育成を推進します。

(4) 子育て短期支援事業

(短期入所生活援助（ショートステイ）事業／夜間養護等（トワイライトステイ）事業)

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

■ 現在の取組み

① 子育て家庭在宅サービス事業（子ども育成課）

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行っています。

表4-1 ショートステイ 事業実績数 (人、人日)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	10	11	21
延べ宿泊数	31	33	51

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間、または休日に不在となり児童の養育が困難となったなどの緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かっています。

表4-2 トワイライトステイ 事業実績数 (人、人回)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	453	360	385
延べ利用回数	3,176	1,938	1,984

■ 量の見込みと確保方策

表4-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み（ニーズ量） (人日)

ニーズ量				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
991	1,012	1,066	1,087	1,096

表4-4 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

(人)

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	520	531	559	573	580
確保方策 ②					
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	520	531	559	573	580
② - ①	0	0	0	0	0

■ これまでの成果および平成 28 年度の実施状況

ショートステイについては、保護者の疾病・出産等による入院、冠婚葬祭などでお子さんの養育が一時的に困難となった時に加え、育児不安や育児疲れ、看病疲れなどの理由でお子さんの養育ができないとき、短期的に支援しました。平成 27 年度と比較して件数に増加がみられました。

■ 今後の課題と方向性

子育て支援と要保護児童対策の両面から引き続き支援していきます。



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児期早期は育児不安を強く感じる母親が多いため、保健センターなどによる家庭訪問を実施する事業です。出生数を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

■ 現在の取組み

① すくすく赤ちゃん訪問事業（保健センター・子ども育成課）

母子保健法に基づく保健指導ならびに児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業として、生後4カ月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が民生児童委員の協力を得て訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

表5-1 すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数など (件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問件数		2,901	3,029	3,064
内訳	保健センター	2,879	3,018	3,062
	児童センター	22	11	2
出生通知票受理件数		2,450	2,578	2,243
出生数		3,470	3,706	3,901
訪問率		83.6%	81.7%	78.5%

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

■ 量の見込みと確保方策

表5-2 乳児家庭全戸訪問事業（すくすく赤ちゃん訪問事業）の量の見込みと確保方策 (件)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問件数	3,149	3,249	3,475	3,493	3,466
訪問率	90.0%	93.0%	93.5%	94.0%	95.0%
確保方策 ②					
訪問件数	3,149	3,249	3,475	3,493	3,466
② - ①	0	0	0	0	0

■ これまでの成果および平成28年度の実施状況

出生通知票による申込みのない家庭へ手紙による予告訪問に加え、平成28年6月から、おおむね産後1カ月までに、原則電話による状況把握と相談を行う産後全戸電話を開始し、訪問申込みの再周知を図っています。また、病院からの連絡を含め把握率は91.4%、訪問率は78.5%となっています。出産後の支援として広く育児や子育て支援情報を届けるとともに、親子の健康に関する相談を行い、子育て家庭の孤立化防止に資することができました。

なお、すくすく赤ちゃん訪問事業で把握できなかった乳児家庭については、4カ月児健診では97.0%、その後の調査等で100%の状況把握ができています。

■ 今後の課題と方向性

「虐待の気づき・発見」、「発生予防」は重要であり、本事業の全数実施がより一層重要な課題です。

今後は平成 27 年 11 月から開始した妊娠期からの面接事業との連携を強化し、すくすく赤ちゃん訪問の周知の工夫、訪問件数を増加させるための課題検討と実施および地域連携の強化に取り組みます。



(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

■ 現在の取組み

① 養育支援訪問（子ども育成課）

子育て支援センター（家庭あんしんセンター内）では、保健所・保健センターなどの関係機関と連携して、保護者の不適切な養育態度、極度の養育不安など、児童の健全な成長に懸念が持たれる家庭に対して、児童虐待の予防的支援を行っています。

表6-1 養育支援訪問実績数 (件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
養育支援訪問	265	376	196

■ 量の見込みと確保方策

表6-2 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による
要保護児童等に対する支援に資する事業の量の見込みと確保方策

(件)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
養育支援件数	646	660	194	255	215
確保方策 ②					
養育支援件数	646	660	194	255	215
② - ①	0	0	0	0	0

※ 平成28年度が大幅に減少しているのは、計画時に、養育支援訪問事業を「育児支援ヘルパー」と「児童虐待の予防的支援」としていたが、平成28年度から、「育児支援ヘルパー」を別事業とみなすようになったため。

■ これまでの成果および平成28年度の実施状況

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な児童の養育が可能となるよう支援しました。また、平成28年度は要綱を作成し、事業内容を明確化しました。

■ 今後の課題と方向性

育児支援と児童虐待の早期発見・予防の視点から、実施内容を充実します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを実施する事業です。基本的な事業は、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て支援に関する講座などの開催です。利用希望などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

■ 現在の取組み

① 地域子育て支援センター（子ども育成課）

- ・子育て相談事業：地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報を提供しています。
- ・地域組織化活動事業：地域の子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

表7-1 地域子育て支援センター乳幼児利用実績数 (人日、件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
延べ利用者数	2,882	2,744	2,874
利用者数（月平均）	240	229	240

② 児童センター事業（子ども育成課）

児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設です。児童に遊びの機会を提供し、自立援助を行うだけでなく、子育て家庭を支援するため、子育て相談や親子のひろばなどを実施しています。

表7-2 児童センター乳幼児利用実績数 (人日、件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
延べ利用者数	237,007	236,094	245,119
利用者数（月平均）	19,751	19,675	20,427

「親子のひろば」

友達との交流、母親同士の子育ての交流などを主な目的とする事業で、手遊び、紙芝居、季節行事、工作、体操などをとおして、親子で楽しいひと時を過ごしています。

表7-3 親子のひろばの実施回数・利用者数（表7-2の内数） (回数、人日、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
クラブ数	105	105	104
実施回数	3,422	3,394	3,270
延べ利用者数	57,978	53,160	52,605
利用者数（月平均）	5,271	4,833	4,782

「チャイルドステーション事業（児童センター）」

子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援します。また、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースなど、乳幼児親子が安心して外出できるように施設を整備しています。

表7-4 チャイルドステーション事業の実施施設数・登録者数（表7-2の内数）（カ所、人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施施設数	25	25	25
登録者数	1,926	-	-

※登録制度は26年度で終了

③ チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）（保育課）

保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施することで、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し、保護者が気軽に相談できる場として、地域の子育て支援を行っています。

表7-5 チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）の実施施設数・利用者数（カ所、人日）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施施設数	41	43	43
延べ利用者数	1,281	2,401	1,524

④ 地域交流室ポップンルーム（保育支援課）

在宅で子育て中の就学前の乳幼児と保護者の方を対象に地域交流室を開放しています。交流室は、荏原保健センター内、北品川第二保育園内にあります。保育士が見守り、親子のきずなを深める手助けをしています。

表7-6 地域交流室ポップンルーム実績数（人日、日）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数	4,246	4,129	6,707
利用者数（月平均）	353	344	558
実施日数	244	244	244



■ 量の見込みと確保方策

表7-7 地域子育て支援拠点事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策（人回／1月あたり）

量の見込み（ニーズ量）①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域子育て支援拠点 利用件数	24,938	25,288	26,455	26,580	26,512
確保方策 ②					
地域子育て支援拠点 利用件数	24,938	25,288	26,455	26,580	26,512
② - ①	0	0	0	0	0

■ これまでの成果および平成28年度の実施状況

①～②（子ども育成課）

地域の身近な場所である児童センターや地域子育て支援センター（ぷりすくーる西五反田内）では、親同士の交流の機会の提供や育児相談、子育てに関する情報提供などを行っています。

③～④（保育課・保育支援課）

保育園・幼稚園で行っているチャイルドステーション事業の一つである子育て体験事業は、利用者数が減少しています。地域交流室ポップルームに関しては、平成28年7月から2施設となったため、延べ利用者数が増加しています。

■ 今後の課題と方向性

地域ぐるみの子育て支援をより一層充実させるため、必要な情報の提供や利用者支援を強化します。



(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。利用希望などを勘案し、また、他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

■ 現在の取組み

① 幼稚園における預かり保育（保育課・保育支援課）

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化にともなう社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

表8-1 区立幼稚園等預かり保育実施施設数・延べ利用者数 (力所、人日)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	10	10	10
延べ利用者数	46,015	43,441	44,391

表8-2 私立幼稚園預かり保育（きんだあくらぶ）実施施設数・延べ利用者数 (力所、人日)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	8	8	8
延べ利用者数	62,767	63,802	63,978

② 幼稚園以外による一時預かり事業

②-1 一時保育（保育課・保育支援課）

区内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育園で預かっています。

表8-3 一時保育の利用実績（区立保育園） (人、人日)

保育事由		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
死亡・行方不明	人数	2	0	0
	人日数	22	0	0
入院・通院	人数	128	149	105
	人日数	660	761	344
看護	人数	46	32	19
	人日数	148	112	68
幼稚園休園	人数	110	99	109
	人日数	680	479	642
緊急一時	人数	1	3	11
	人日数	5	3	562
その他	人数	115	146	233
	人日数	489	381	465
合計	延べ利用人数	402	429	477
	延べ利用日数	2,004	1,736	2,081

※ 上記表中の「幼稚園休園」の利用者は、表8-7 一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）の「② 3～5歳幼稚園利用者（2号）」の対象となります。

表8-4 一時保育の利用実績（私立保育園）

（カ所、人日）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	11	9	13
延べ利用者数	1,909	922	855

②-2 生活支援型一時保育（オアシスルーム）（保育支援課）

在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。

表8-5 生活支援型一時保育（オアシスルーム）の実施場所数・延べ利用者数

（カ所、人日）

保育事由	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施場所数	8	8	9
リフレッシュ	3,541	3,928	4,748
通院・出産	2,135	2,014	2,130
ショッピング	264	233	226
美容院	402	345	364
学校などの行事	2,137	2,079	2,129
カルチャースクール	970	1,292	986
仕事	2,222	2,774	3,398
その他	1,613	1,413	1,294
合計	13,284	14,078	15,275

②-3 緊急一時保育奉仕員（保育課）

保護者の死亡・失踪・離別などにより緊急かつ一時的に保育に欠ける状態にある児童を保育奉仕員が自宅で預かっています。

表8-6 緊急一時保育奉仕員の人数・延べ利用者数

（人、人日）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保育奉仕員数	1	1	1
延べ利用日数	229	303	1

■ 量の見込みと確保方策

表8-7 一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）

（人日）

	ニーズ量				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 3～5歳 幼稚園利用者（1号）	59,361	61,221	64,974	67,271	68,618
② 3～5歳 幼稚園利用者（2号）	77,844	80,236	85,176	88,192	89,960
③ 幼稚園での一時預かりを 除く利用者	238,159	242,841	255,261	259,064	260,382

※ 一時預かり事業のニーズ量は、実績値と比較すると大きな差が見られることから、ニーズ量を補正しました。

「量の見込み」は、アンケート調査結果を使用し、国の示した算出方法に基づき計算したものです。潜在的なニーズを含んだ数値のため、各事業の実績値と大きな差が見られることから補正をしていますが、計画の期間中において、実際の利用の需給量と確保方策に大きな差がみられる場合には、数値を見直すとともに、柔軟に運用します。

1. 「①3～5歳幼稚園利用者（1号）」と「②3～5歳幼稚園利用者（2号）」のニーズ量について

表8-8 一時預かり事業「①3～5歳幼稚園利用者（1号）」の量の見込みと確保方策 (人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（1号）	23,582	24,321	26,111	27,004	27,497
確保方策 ②					
3～5歳 幼稚園利用者（1号）	23,582	24,321	26,111	27,004	27,497
②－①	0	0	0	0	0

表8-9 一時預かり事業「②3～5歳幼稚園利用者（2号）」の量の見込みと確保方策 (人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（2号）	77,655	80,090	85,982	88,923	90,544
確保方策 ②					
3～5歳 幼稚園利用者（2号）	77,655	80,090	85,982	88,923	90,544
②－①	0	0	0	0	0

2. 「③幼稚園での一時預かりを除く利用者」のニーズ量について

表8-10 一時預かり事業「③幼稚園での一時預かりを除く利用者」の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園での一時預かりを除く利用者	43,494	46,974	48,467	48,232	47,997
確保方策 ②					
幼稚園での一時預かりを除く利用者	43,494	46,974	48,467	48,232	47,997
② - ①	0	0	0	0	0

■ これまでの成果および平成 28 年度の実施状況

品川区の一時預かり事業については、これまで、様々な事業メニューを用意し、対象者・実施施設などの条件の異なるニーズに対応してきました。生活支援型一時保育（オアシスルーム）については、年々上昇傾向にありますが、私立保育園の一時保育については、平成 27 年度と比較して、実施園数は増えていますが、一部の園で受入体制が確保できなかったため、全体の利用実績が減となっています。

また、緊急一時奉仕員については、平成 28 年 7 月から奉仕員宅での受入れができず実績が大幅減となっていますが、保育の必要性の緊急度が高い方の申込みがあった際は、区立保育園の一時保育の利用枠を代替利用して対応しました。

■ 今後の課題と方向性

生活支援型一時保育（オアシスルーム）の利便性の向上を図るため、実態と利用者の要望を踏まえて、引き続き内容を検討します。

緊急一時奉仕員については、引き続き奉仕員の募集を行い、区立保育園の一時保育の利用枠を代替利用して対応するとともに、事業内容について検討します。



(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が発熱などで急に病気になり集団保育が困難で、保護者が家庭で保育ができない場合、病院・保育園に付設された専用スペースにおいて看護師などが一時的に保育する事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

■ 現在の取組み

① 病児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関併設の保育室で一時的に預かっています。

表9-1 病児保育の実施施設数・延べ利用者数 (力所、人日)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	2	2	2
延べ利用者数	705	572	783

② 病後児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的に預かっています。

表9-2 病後児保育の実施施設数・延べ利用者数 (力所、人日)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	4	4	4
延べ利用者数	836	829	590

■ 量の見込みと確保方策

表9-3 病児保育事業の量の見込み（ニーズ量） (人日)

ニーズ量				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
37,966	38,801	40,865	41,644	41,984

※ 病児保育事業のニーズ量は、実績値と比較すると大きな差が見られることから、ニーズ量を補正しました。

表9-4 病児保育事業の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
病児保育事業	9,681	9,894	10,416	10,614	10,704
確保方策 ②					
病児保育事業	7,040	7,040	8,080	9,640	11,720
② - ①	△ 2,641	△ 2,854	△ 2,336	△ 974	1,016

■ これまでの成果および平成 28 年度の実施状況

病児保育・病後児保育事業については、子どもが病気で保護者がどうしても仕事を休めない場合の就労支援策として実施してきました。実績については、病児保育では平成 27 年度と比べて増加しました。病後児保育については、骨折による長期間の利用者の減等から、平成 27 年度と比べて減少する結果となりました。

■ 今後の課題と方向性

子どもが病気で集団保育が困難であり、保護者が仕事を休めない場合の保護者の子育てと就労の両立支援を行うとともに、児童福祉の向上に引き続き努めます。



(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりなどの援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業などの他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定します。

■ 現在の取組み

① ファミリー・サポート事業（子ども家庭支援課）

依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2カ所に設置し、地域で子育てを支えあうしくみづくりを行っています。

表10-1 ファミリー・サポート・センター活動状況

※活動件数は対象者（0歳～12歳）の年間実績件数

(1) 平塚ファミリー・サポート・センター (人、件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
提供会員数	255	229	225
依頼会員数	2,103	2,386	2,331
提供兼依頼会員数	21	10	11
活動件数	3,299	3,883	2,920

(2) 大井ファミリー・サポート・センター (人、件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
提供会員数	201	207	209
依頼会員数	1,521	1,766	1,828
提供兼依頼会員数	26	26	25
活動件数	4,439	4,671	4,789

■ 量の見込みと確保方策

※ニーズ量の対象者は5歳のみ

表10-2 子育て援助活動支援事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策 (人日)

量の見込み（ニーズ量）①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て援助活動件数	1,261	1,299	1,325	1,348	1,376
確保方策②					
子育て援助活動件数	1,261	1,299	1,325	1,348	1,376
② - ①	0	0	0	0	0

■ これまでの成果および平成 28年度の実施状況

依頼会員の増加によるニーズに柔軟に対応するため、提供会員養成講座の開催により、平成 28年度は 36人の提供会員の新規登録がありました。また、広報しながわで特集記事を掲載するなどファミリー・サポート・センターのしくみを区民に周知することに努め、理解を得ることで、地域の相互援助活動の積極的な支援につながるよう取り組みました。

■ 今後の課題と方向性

引き続きファミリー・サポート事業の周知を積極的に行うなど、提供会員の確保に努めます。



(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

■ 現在の取組み

① 妊婦健康診査（健康課）

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しています。1妊娠期間中、妊婦健康診査を14回までと、超音波検査を1回、公費助成しています。

表11-1 妊婦健康診査（指定医療機関実施） (枚数)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
妊婦健康診査 (1回目受診票)	3,955	4,086	3,995
妊婦健康診査 (2～14回目受診票)	38,153	39,230	39,965

■ 量の見込みと確保方策

表11-2 妊婦に対して健康診査を実施する事業の量の見込みと確保方策 (枚数)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊娠届出数(件)	4,391	4,386	4,462	4,574	4,689
1回目受診票	3,998	3,994	4,176	4,222	4,269
2～14回目受診票	38,572	38,533	39,588	40,329	41,084
受診票件数計	42,570	42,527	43,764	44,551	45,353
確保方策 ②					
受診票作成件数	42,570	42,527	43,764	44,551	45,353
②－①	0	0	0	0	0

■ これまでの成果および平成28年度の実施状況

1妊娠期間中、妊婦健康診査を14回までと、超音波検査1回分、子宮頸がん検査1回分に対する公費助成を実施しました。

■ 今後の課題と方向性

母子保健法第13条の規定の主旨を踏まえ、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母・児童の障害防止などに資することを目的に、必要な妊婦健康診査を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

区立幼稚園在園児の中で生活保護世帯の保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または幼稚園の遠足に要する費用等について、国・都・区が補足給付を実施し、保護者の負担軽減を図るものです。

※「子ども・子育て支援法」に基づき、品川区では平成 28 年 4 月から実施している事業です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「子育て安心プラン（待機児童解消加速化プランより移行）」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力を活用していきます。

表 13-1 保育施設の設置主体

(力所)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
社会福祉法人	12	15	16
学校法人	1	1	1
株式会社	41	46	55
有限会社	2	3	3
NPO 法人	6	7	7
個人	3	3	3



4 特別な配慮が必要な児童への支援

障害のある子もない子も、ともに地域で育つことが重要であり、保育園や幼稚園、小学校入学後の日中活動の場等においても、合理的配慮の提供に向けた取組みが求められています。

① 発達支援事業（障害者福祉課）

品川児童学園は、平成 24 年の児童福祉法改正にともない児童発達支援センターに位置付けられました。主に知的障害や発達障害の乳幼児への療育と、障害児を育てる保護者支援の拠点施設としての役割を担っています。

専門的な相談の窓口となる子ども発達相談室では、発達の遅れや発達特性のある乳幼児の相談を実施しています。また、保育園や幼稚園への巡回相談や、保育所等訪問支援など、アウトリーチ型の支援も充実させていきます。

② 障害児への巡回相談（保育課・保育支援課）

公私立保育園・幼稚園では、主に発達（知的・運動機能）に遅れや障害のある児童等を対象に、嘱託医や心理士等の専門家による巡回相談を実施し、専門的なアドバイスを受けることで保育の専門性の向上を図り、障害児に対する適切な支援に役立っています。今後も継続して実施していきます。

③ 医療的ケア児の受入れ（保育課）

医療的ケア児の保育園申込みに際し、保育の必要性や健康状態、医療的ケアの実施状況等を審査して入園を判断しており、平成 29 年度から区立保育園にて受入れを行っています。今後も児童の状況に応じた適切な受入態勢や緊急時の対応等を個別に検討していきます。

④ すまいるスクールでの特別支援児童の受入れ（子ども育成課）

すまいるスクールは、1 年生から 6 年生までの希望する児童が自由に参加し、活動できる放課後の居場所です。当該校在籍の特別支援学級の児童や特別支援学校の児童等を「特別支援児童」として、受入れを行っており、利用状況に応じた従事スタッフの加配に努めています。



(3) 産後ケア事業

① 日帰り型【平成 28年 6月から開始】（保健センター）

産後の母体管理やリフレッシュする機会を提供し、育児や授乳の具体的な方法の相談に助産師等が応じます。（産後 4 カ月未満の母親と乳児が対象、所得に応じて自己負担があります。）

② 宿泊型【平成 28年 12月から開始】（保健センター）

家族などから育児や家事などの支援が得られにくく、体調不良や育児に不安のある初産後 2 カ月までの母子を対象に指定医療機関に宿泊して産後の母体や乳児のケアや育児相談、授乳指導を行います。（初産後 2 カ月まで、所得に応じて自己負担があります。）

③ 訪問型【平成 30年 6月開始予定】（保健センター）

母乳等に関して不安のある産婦の自宅へ助産師が訪問し、乳房ケアを中心に授乳指導・育児相談を実施します。（産後 6 カ月未満の母子が対象、所得に応じて自己負担があります。）

(4) 子育てネウボラ相談（子ども育成課）

保健師、看護師、保育士などが「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランをつくります。

○ 実施場所 東品川・大井倉田・平塚・富士見台・八潮児童センター（5カ所）

(5) 生活支援型一時保育の拡充（保育支援課）

リフレッシュや通院などの理由で、一時的に就学前のお子さんをお預かりするオアシスルームを、計画的に増設する予定です。

(6) ショートステイの拡充（子ども育成課）

保護者の疾病・出産等による入院、出産、冠婚葬祭、育児疲れなどで一時的にお子さんを養育することができない場合、宿泊にてお子さんをお預かりします。

○ 実施場所 品川区子育て支援センター



6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

区では就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、幼保一元化に取り組み、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。

その成果として、乳幼児教育実践の手引きとして作成した「のびのび育つ しがわっこ」やその内容を踏まえ、「～保幼小ジョイント期カリキュラム～ しっかり学ぶ しがわっこ」を策定し、これらの活用により、乳幼児教育の充実と子育て環境のさらなる向上へと結びつくよう、引き続き取り組みます。

また、乳幼児の保育・教育内容に高い関心を持ち、よりよい保育・教育を望む保護者が増えていくなか、区立幼稚園に認可保育園を併設する幼保一体施設や私立幼稚園の園長らによるNPOに委託した就学前乳幼児教育施設の設置、保育所型認定こども園の開設など、幼保一体化を意識的に進めて、乳幼児教育のさらなる質の向上に努めてきました。

さらに、子どもを次世代に送り出すすべての施設においては、地域で子育てを支えあう環境を整備することと、家庭や地域の教育力を高め「子育て、親育ち」を支援する必要があると、公立の全保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」とし、育児相談や親仲間同士で交流・情報交換ができる場所として開放しており、今後もこれらの施設をさらに充実します。

新制度では、幼稚園と保育園の特長をあわせ持つ「認定こども園制度」が改善され、既存の施設が認定こども園へ移行することが期待されており、区としても私立の認定こども園への移行を推進します。

■ 現在の取組み

① 幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの長所を活かした、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の事業（施設）を推進しています。

表6-1 幼保一体施設（年齢区分型）の施設数と定員、園児数（平成29年4月1日現在）

（力所、人）

施設数	保育園（0～3歳）		幼稚園（4・5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
2	116	128	210	189	326	317

表6-2 幼保一体施設（幼保連携並列型）の施設数と定員、園児数（平成29年4月1日現在）

（力所、人）

施設数	保育園（0～5歳）		幼稚園（4・5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
3	334	348	209	203	543	551

表6-3 品川区立就学前乳幼児教育施設の施設数と定員、園児数（平成29年4月1日現在）

（力所、人）

施設数	保育園（0～2歳）		幼児教育施設（3～5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
1	46	46	54	73	100	119

② 認定こども園

保育園機能とあわせて、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受入枠を設け、保育と教育を一体的に行っています。

表 6-4 保育所型認定こども園の施設数と定員、園児数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(力所、人)

	施設数	定員	園児数
		(うち認定こども園枠 4・5 歳児)	(うち認定こども園枠 4・5 歳児)
認定こども園	6	552 (50)	592 (27)
(内訳)			
区立	4	412 (40)	462 (26)
私立	2	140 (10)	130 (1)





1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、区内関係機関と連携して横断的に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、区民と連携して、多くの方の意見を取り入れ、施策を展開していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組めます。

2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）とともに計画全体の成果（アウトカム）の点検・評価が重要です。子ども・子育ての推進は、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、品川区子ども・子育て会議の審議において、各年度で利用者の視点に立ち、区民や各子ども・子育て支援事業者の意見を踏まえ、計画の指標を点検・評価して施策の改善につなげます。



資料編



資料編 1 委員名簿および審議経過

1 品川区子ども・子育て会議委員名簿

◎ 第1期 平成25年8月29日から平成27年3月31日 ※肩書き・役職等は当時のもの

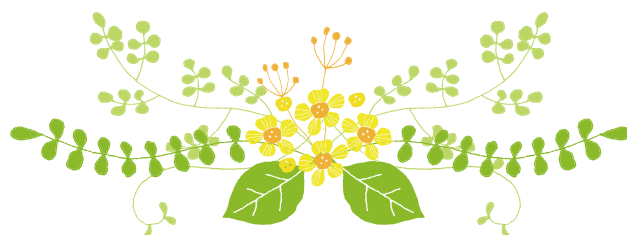
選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部 教授
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	安藤 正道	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 副部長
医療機関関係者	浅野 優	一般社団法人品川区医師会 理事
青少年委員	有馬 成美	品川区青少年委員会 会長
教育関係者	森嶋 尚子	品川区立延山小学校 校長
関係行政機関	森下 英志 (H25. 8.29～H26. 3.31)	東京都品川児童相談所 所長
	上川 光治 (H26. 4.1～H27. 3.31)	
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 情報産業分科会 副分科会長
労働者団体代表者	緑川 秀勝 (H25. 8.29～H26. 1.22)	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局長
	若槻 まどか (H26. 1.23～H27. 3.31)	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	高田 亜希	(株) 空のはね 代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	甘利 直義	品川区私立幼稚園協会 会長
品川区私立保育園連合会代表	川西 絹子	品川区私立保育園連合会 会長
子ども・子育て支援に関する 事業の利用者	安藤 公一	公益社団法人 東京青年会議所 品川区委員会
私立幼稚園利用者	伊藤 句里子	品川教会附属幼稚園
区立幼稚園利用者	林 雅子	区立第一日野幼稚園
私立保育園利用者	平林 貴子	石井保育園
区立保育園利用者	兼高 智仁	区立南大井保育園
公募区民	稲垣 百合恵	
公募区民	佐藤 典子	
公募区民	相馬 ルリ子	

◎ 第2期 平成 27年 4月 1日から平成 29年 3月 31日 ※肩書き・役職等は当時のもの

選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部 教授
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	安藤 正道	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 副部会長
医療機関関係者	吉原 幸子	一般社団法人荏原医師会
青少年委員	有馬 成美	品川区青少年委員会 会長
教育関係者	矢田 雅久	品川区立浜川小学校 校長
関係行政機関	鈴木 香奈子	東京都品川児童相談所 所長
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 情報産業分科会 副分科会長
労働者団体代表者	若槻 まどか (H27. 4. 1 ~ H27.12.15)	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局長
	柴田 浩司 (H27.12.16 ~ H29. 3.31)	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	須貝 美香	NPO 法人家庭的保育支援協会理事長 小規模保育サービス(株) 代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	甘利 直義	品川区私立幼稚園協会 会長
品川区私立保育園連合会代表	川西 絹子	品川区私立保育園連合会 会長
区立小学校保護者	井門 敏明 (H27. 4. 1 ~ H28. 3.31)	品川区立小学校 PTA 連合会 会長 城南小学校 PTA 会長
	千原 久樹 (H28. 4. 1 ~ H29. 3.31)	品川区立小学校 PTA 連合会 副会長 御殿山小学校 PTA 会長
私立幼稚園利用者	吉田 千春	荏原学園旭幼稚園
区立幼稚園利用者	池田 由起子	区立二葉幼稚園
私立保育園利用者	森下 麻理子	八潮中央保育園
区立保育園利用者	伊藤 友紀	区立清水台保育園
公募区民	飯島 知世	
公募区民	堀 英恵	
公募区民	渡辺 徹 (H27. 4. 1 ~ H28. 2. 3)	

◎ 第3期 平成29年4月1日から平成31年3月31日

選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	坂上 好枝	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 副部長
医療機関関係者	浅野 優	一般社団法人品川区医師会 理事
青少年委員	有馬 成美	品川区青少年委員会 副会長
教育関係者	齋藤 早苗	品川区立芳水小学校 校長
関係行政機関	鈴木 香奈子	東京都品川児童相談所 所長
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 情報産業分科会 副分科会長
労働者団体代表者	柴田 浩司	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局長
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	小西 由美枝	小規模保育所 プリメックスキッズ (株) 代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	豊島 呈次	品川区私立幼稚園協会
品川区私立保育園連合会代表	川西 絹子	品川区私立保育園連合会 会長
区立小学校保護者	鈴木 孝義	品川区立小学校 PTA 連合会 副会長 第四日野小学校 PTA 会長
私立幼稚園利用者	荒居 澄子	八潮幼稚園
区立幼稚園利用者	下川 由貴	区立城南幼稚園
私立保育園利用者	山下 聖	ぷりすくーる西五反田
区立保育園利用者	若山 景	区立東五反田保育園
公募区民	嶋田 真紀	
公募区民	保科 希代美	
公募区民	築山 芽吹	



2 審議経過

■ 平成 25年度

会議	開催日時・場所	議事
第1回	平成 25年 8月 29日 (木) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 子ども・子育て会議について (2) 品川区の子育て施策の現状について (3) 子ども・子育て支援新制度について (4) 利用希望把握調査について
第2回	平成 25年 11月 11日 (月) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 利用意向調査の結果について (2) 品川区子ども・子育て支援事業計画について
第3回	平成 26年 3月 19日 (水) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て支援事業計画の素案について 1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (2) 平成 26年度以降の会議の進め方について

■ 平成 26年度

会議	開催日時・場所	議事
第1回	平成 26年 6月 12日 (木) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画（案）の策定について 1. 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進行動計画との一体化 2. 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」 (2) 今後のスケジュールについて
第2回	平成 26年 9月 2日 (火) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画（案）の策定について 1. 子ども・子育て支援事業計画について 2. 次世代育成支援対策推進行動計画（後期）主要事業の実績と成果について 3. 第3次次世代育成支援対策推進行動計画について (2) 今後のスケジュールについて
第3回	平成 26年 10月 16日 (木) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画（素案）の策定について (2) 今後のスケジュールについて 1. 保育の必要性について 2. 利用者負担について
第4回	平成 27年 1月 15日 (木) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画（素案）へのパブリックコメントについて (2) 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (3) 利用者負担の考え方について (4) 第2期品川区子ども・子育て会議（品川区次世代育成支援対策推進協議会）について

■ 平成 27 年度

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 27 年 6 月 4 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画および実績資料 について (2) 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員 について (3) 利用者負担の考え方について (4) 今年度の会議の予定について
第 2 回	平成 27 年 9 月 3 日 (木) 午後 3 時～5 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 品川区子ども・子育て計画実績資料 (追補版) および正誤表について 2. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員 について (2) 報告事項 1. 保育料 (2 号・3 号認定) の改定について 2. 品川区の将来人口の推計結果について (3) 今後の会議予定について
第 3 回	平成 28 年 1 月 14 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 品川区子ども・子育て計画について 2. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員 について (2) 報告事項 1. 平成 28 年度のすまいるスクールの事業内容 の見直しについて 2. しながわネウボラネットワークのイメージ について 3. 区立保育園の今後の運営について (3) 来年度の会議予定について



■ 平成 28年度

会議	開催日時・場所	議事
第1回	平成 28年 6月 16日 (木) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 報告事項 1.品川区子ども・子育て計画の平成 27年度実績資料について 2.平成 28年 4月の保育状況等について 3.保育料の改定について 4.新規事業について (ア) しながわネウボラネットワーク ・妊娠期からの相談事業 ・産後の家事育児支援の利用助成 ・産後ケア事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ）の拡充 (イ) 新規子育て応援プログラムの種類と内容 (ウ) しながわパパママ応援アプリの実績 (エ) すまいるスクール登録者数と時間延長希望者数の実績 (2) その他
第2回	平成 28年 10月 27日 (木) 午後 3時～5時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 審議事項 1.新規開設施設の定員について (2) 報告事項 1.ひろまち保育園の運営事業者の変更について 2.平成 27年度私立幼稚園施設数・利用者数の実績について 3.しながわネウボラネットワーク 産後ケア（宿泊型）について 4.ファミリー・サポート・センター事業について (3) その他 1.その他 2.今後の会議予定について
第3回	平成 29年 1月 19日 (木) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 審議事項 1.新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (2) 報告事項 1.しながわネウボラネットワーク 産後ケア（宿泊型）について 2.生活支援型一時保育（オアシスルーム） 実施施設について 3.（仮称）品川区子ども・若者計画の策定と 29年度以降の品川区子ども・子育て会議について (3) その他

■ 平成 29年度

会議	開催日時・場所	議事
第1回	平成 29年 6月 16日 (金) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 報告事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画の平成 28年度実績報告について 2. しながわネウボラネットワークの内容と実績について 3. 品川区認可外保育施設保育料助成制度の開始について 4. 保育料の改正について (2) 審議事項 1. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (3) その他
第2回	平成 29年 11月 17日 (金) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画中間年度見直しによる改訂(案)について ・品川区子ども・子育て支援事業計画について ・中間年度の見直しについて ・法令改正にともなう改訂箇所について (2) 報告事項 1. (仮称) 品川区子ども・若者計画(素案)について (3) その他
第3回	平成 30年 1月 30日 (火) 午後 2時～4時 場所：品川区役所 議会棟 6階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画 中間年度見直し改訂版(最終案)について ・第2回品川区子ども・子育て会議からの変更箇所について 2. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (2) 来年度の会議の予定について



資料編2 人口推計（0歳～11歳）

平成25年度から平成29年度までは各年4月1日現在の実数

(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	3,313	3,463	3,499	3,695	3,717	3,716	3,649
1歳	3,130	3,346	3,447	3,529	3,688	3,683	3,658
2歳	2,973	3,049	3,245	3,418	3,406	3,463	3,527
3歳	2,880	2,910	2,985	3,202	3,372	3,415	3,435
4歳	2,750	2,859	2,858	2,993	3,159	3,291	3,352
5歳	2,730	2,732	2,840	2,871	2,973	3,134	3,250
0歳～5歳計	17,776	18,359	18,874	19,708	20,315	20,702	20,871
6歳～8歳計	7,457	7,773	8,020	8,325	8,432	8,575	8,756
9歳～11歳計	7,069	7,072	7,199	7,393	7,760	7,991	8,234
合計	32,302	33,204	34,093	35,426	36,507	37,268	37,861

(保育課資料：人口推計データに基づく)



資料編3 用語集

※「子ども・子育て支援法」を「法」と略します。

【あ行】

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のことです。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になりました。

【か行】

家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。(法第7条)

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、「学校教育法」第1条に規定する幼稚園および「児童福祉法」第39条第1項に規定する保育所のことです。(法第7条)

居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。(法第7条)

子育て支援センター

都が定める子ども家庭支援センターの機能である子どもや家庭に関する総合相談、ショートステイやトワイライトステイなど在宅サービス事業の提供や、地域子育てを支援するために交流の場や機会を提供する拠点です。品川区では、「子育て支援センター」という名称で家庭あんしんセンター内に設置し、児童虐待などに対応するための見守りサポートや養育支援訪問事業なども実施しています。

こども家庭あんしんねっと協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童などの早期発見や適切な保護を図るために、平成17年4月施行の「児童福祉法」改正により、「要保護児童対策地域協議会」の設置が法定化されました。品川区では、平成18年7月に「こども家庭あんしんねっと協議会」を設置し、地域における要保護児童等の支援や関係機関との連携を行っています。

(市区町村などが設置する) 子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第77条第1項で規定する市区町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」です。区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める区長の附属機関)。

子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備の推進法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国・地方公共団体・地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもや子どもの保護者に対する支援を行うことです。（法第7条）

(市区町村) 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画で全市区町村が作成します。（法第61条）

子ども、児童、若者

「子ども」を表す言葉に、「乳幼児」、「児童」、「若者」などがあります。これらの言葉が指す範囲は法律などにより異なりますが、本文では以下の範囲で使用します。なお、本計画では、「子ども」を概ね0歳から18歳までとします。

言葉	範囲	参考
乳児	満1歳に満たない者	児童福祉法
幼児	満1歳から小学校就学始期に達するまでの者	
少年	小学校就学から満18歳に達するまでの者	
児童	0歳以上18歳未満の者 (乳児、幼児、少年を合わせたもの)	
若者	思春期（中学生から概ね18歳まで）と 青年期（18歳から概ね30歳まで）を合わせたもの	青少年育成施策大綱

(市区町村) 子ども・若者計画

市区町村は、国の「子ども・若者ビジョン」および「東京都子供・若者計画」を勘案し、当該市区町村の区域内における子ども・若者の育成支援についての計画を作成するよう努めるものとされています。（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

【さ行】

事業所内保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。（法第7条）

次世代育成支援対策推進協議会

各地方公共団体における、「次世代育成支援対策推進行動計画」の策定と推進のために設置するものです。

次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 7 月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために制定されました。この法は、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにし、地方公共団体に対しては市区町村行動計画の策定を義務付けるものです。品川区では、「前期計画」（平成 17 年～ 21 年）および「後期計画」（平成 22 年～ 26 年）を実施してきました。平成 26 年度に、「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間の延長となったことを受け、「第 3 期計画」として「子ども・子育て支援事業計画」とあわせて策定しましたが、「第 3 期計画」は「品川区子ども・若者計画」へ移行し、個別に審議・検討していくこととなりました。

児童虐待

保護者がその監護する児童（18 歳に満たない者）に対し、殴る蹴るなどの身体的虐待、わいせつ行為などの性的虐待、養育放棄などのネグレクト（Neglect）、言葉などによる心理的虐待を行うことです。

（市区町村）障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市区町村障害福祉計画」として策定するもので、障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市区町村障害児福祉計画」として策定するものです。いずれも 3 カ年を計画期間としています。品川区では平成 27 年 4 月に、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画と障害福祉計画を一体的にした「品川区障害者計画（平成 27 年度～ 35 年度）・品川区障害福祉計画（平成 27 年度～ 29 年度）」を策定しました。

小規模保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業です。（法第 7 条）

【た行】

地域スポーツクラブ

「地域スポーツクラブ」とは、生涯スポーツ社会の実現に向けて、地域の子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに親しみ、健康づくり・体力づくり・生きがいづくりに資する地域の自主的な団体です。

地域にある身近な既存の施設を有効に活用しながら、地域のあらゆる年齢の人びとが気軽に参加できるようなスポーツプログラムを実施しています。

特定教育・保育施設

市区町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。（法第 27 条）

【な行】**認可保育園**

保護者が就労や疾病などのために乳幼児の保育ができないとき、保護者に代わって保育する施設で、児童の発達と保護者の就労を支援する施設です。

認証保育所

東京都で定めた要件を満たし、都知事が認証した保育施設です。民間事業者による自主事業で、都市部の多様なニーズに対応することを目的としています。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設です。

ネウボラネットワーク

ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」の意味で、子どもを安心して健やかに産み育てられるよう、「妊娠～出産～育児」の切れ目のない支援のしくみをネウボラネットワークと呼び、品川区では平成 27 年 11 月から取り組んでいます。

【は行】**保育の必要性の認定**

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給するしくみです。(法第 19 条)

【や行】**幼児教育**

幼児に対する教育を意味し、家庭、地域、保育園・幼稚園など、幼児が生活するすべての場において行われる教育を指します。

幼稚園

満 3 歳から小学校就学までの幼児教育を行う施設です（区立は 4・5 歳が対象）。預かり保育（教育時間外の保育）については区立では全園、私立では一部を除いて実施しています。

幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、0 歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。

要保護児童、要支援児童

「児童福祉法」で定められている言葉です。要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」を指し、社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子どもなどを対象に用いられています。要支援児童は、要保護児童以外の「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を指します。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和（バランス）を指す言葉で、仕事だけでなく家庭や地域などでの生活も重視しながら、豊かな暮らしを実現していこうとする考え方です。

企業・事業所における長時間労働への対策、休暇の取得促進、出産・育児に関わる休暇や短時間勤務などの制度の整備・活用といった取組みが行われています。企業・事業所の理解と協力が不可欠であるとともに働く人一人ひとりの働き方の見直しや改善などの取組みが必要です。





品川区

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

(2015 年度～2019 年度)

(中間年度見直し改訂版)

平成 30 年 4 月発行

品川区 子ども未来部 保育課

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所

電話 :03-5742-6724 / FAX:03-5742-6350



わ!しながわを合い言葉に、
とっておきの品川を発信していきます。

わ!しながわ しながわは子育てにやさしいまち